

平成27年第2回定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》	頁数
1 【議案第126号】 三重県薬物の濫用の防止に関する条例案について	1
2 【議案第129号】 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の 一部を改正する条例案について	3
3 【議案第140号】 財産の取得について	5

《所管事項説明》

1 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答 について	7
2 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」（仮称）中間案について	8
3 「興行場法施行条例」の一部改正について	10
4 地域密着型特別養護老人ホームに併設された短期入所生活介護事業所にかかる 指定・指導監査事務の権限移譲について	11
5 障害者差別解消法の施行に向けた取組状況について	12
6 地域医療構想について	14
7 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標の策定及び 第二期中期計画の認可について	17
8 三重県立一志病院のあり方に関する検討会の設置について	19
9 医師・看護職員確保対策について	21
10 平成26年度版みえ歯と口腔の健康づくりに関する年次報告書について	28
11 歯科技工士法改正に伴う「三重県の事務処理の特例に関する条例」の一部改正 について	31
12 歯科技工士法改正に伴う「三重県手数料条例」の一部改正について	32
13 「みえの出逢い支援」に関する取組について	33
14 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について	36
15 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について	39
16 「三重県子どもの貧困対策計画」（仮称）骨子案について	41
17 「三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正 について	43
18 指定管理者制度にかかる報告について	44
19 各種審議会等の審議状況の報告について	79

《別冊》

- (資料1) みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）《中間案》（健康福祉部関係分）
- (資料2) みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書
- (資料3) 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について
- (資料4) 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書
- (資料5) 三重県子どもの貧困対策計画（仮称）骨子案
- (資料6) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成26年度）及び全期間評価

1 三重県薬物の濫用の防止に関する条例案について

1 制定理由

この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策に関する基本的な事項を定め、必要な規制を行うことにより、薬物の濫用から県民の健康と安全を守り、もって県民が平穩にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とするものです。

2 条例案の概要

(1) 定義

「薬物」とは、次に掲げる物とします。

- ア 大麻
- イ 覚醒剤及び覚醒剤原料
- ウ 麻薬、麻薬原料植物及び向精神薬
- エ けし、あへん及びけしがら
- オ トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- カ 指定薬物^{※1}
- キ 危険薬物（中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（ア～カに掲げるもの、医薬品^{※2}、酒類及びたばこを除く。））

※1 指定薬物

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき厚生労働大臣が指定するもので、製造、販売、所持、使用等が禁止されています。

※2 医薬品

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条に規定される医薬品をいいます。

(2) 責務

ア 県の責務

薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

イ 県民の責務

薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めるとともに、薬物の濫用防止に関する県の施策に協力するよう努めることとします。

ウ 医師及び薬剤師の責務

患者に対して医療等の提供を行うに当たり、指定薬物又は危険薬物をみだりに使用したことを知ったときなどは、薬物の名称等の情報を知事に提供す

るよう努めることとします。

エ 建物等を他人に使用させる者の責務

建物等の使用に係る契約を締結する際は、当該建物等において薬物の製造、販売等が行われていることを知ったときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めることとします。

(3) 基本的な施策

ア 推進体制の整備

県は、薬物の濫用防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備することとします。

イ 調査研究の推進

県は、薬物の濫用防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を推進することとします。

ウ 情報の収集等及び提供

県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物に関する情報について、収集、整理、分析等を行い、県民に必要な情報を提供するとともに、情報の収集等の結果を施策に反映させることとします。

エ 教育及び啓発

県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発を行うこととします。

オ 国等との連携等

県は、薬物の濫用を防止するための施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用防止を目的とする団体との連携及び協力を図ることとします。

カ 依存症等からの回復支援

県は、薬物の依存症等からの回復又は薬物の依存症の予防に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰への支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずることとします。

(4) 薬物濫用防止のための規制

ア 危険薬物の所持、使用等の禁止

危険薬物について、正当な理由なく購入、譲り受け、所持、又は使用することを禁止します。

イ 警告・命令

上記禁止行為を行った者等に対しては警告を発し、警告に従わない者に対しては、三重県薬物等評価委員会の意見を聞いたうえ、禁止行為の中止等の命令を発することができることとします。

ウ 過料

命令に違反して禁止行為を中止しなかった者に対し過料を科します。

(5) 三重県薬物等評価委員会

知事の諮問に応じて調査審議を行うため、学識経験者等で構成する三重県薬物等評価委員会を置きます。

3 施行期日

公布の日から施行します。(ただし、規制部分については、平成27年12月1日から施行します。)

2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）による、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部改正等に伴い、保育所型認定こども園の認定の有効期間に関する規定等を整理するものです。

2 改正内容

認定こども園法第3条第1項に定める保育所に係る認定を行う場合、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において都道府県知事はその有効期間を定めるものと規定する認定こども園法第5条が削除されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第4条（認定の有効期間）の規定を削除します。

また、有効期間に関する規定の削除のほか、所要の規定の整理を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

【参考】関係法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成十八年六月十五日法律第七十七号)

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の条文

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。)の認定を受けることができる。

(以下略)

(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書の提出があつたときは、都道府県知事は、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らし、当該保育所において保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例
(平成十八年十月二十四日三重県条例第六十八号)

(認定の有効期間)

第四条 法第五条第一項に規定する認定の有効期間は、当該認定の日の翌日から起算して四年を経過する日の属する年度の末日までとする。

議案第140号 財 産 の 取 得 に つ い て				
契約の名称		三重県こども心身発達医療センター（仮称）医療情報システム構築／運用・保守業務		
履行の場所		津市城山及び大里窪田町 地内		
契約の金額		62,411,040円（総契約額 345,319,200円）		
契約の相手方の住所及び氏名		津市桜橋二丁目177番地3 株式会社 ミエデンシステムソリューション 代表取締役 金井 寛		
契約締結年月日		平成27年8月13日（仮契約日）		
契約期間		三重県議会の議決日から平成34年5月31日		
<p>契約内容</p> <p>三重県こども心身発達医療センター（仮称）医療情報システム構築に係るサーバ機器類を取得する。</p>				
契約の方法		総合評価一般競争入札		
入札状況	年月日	平成27年8月4日	価 格	最低 319,740,000円
	業者数	1（2者辞退）		最高 319,740,000円
	回数	1回	摘 要	5年分の保守料金を含む

1 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
114	感染症の予防と体制の整備	健康福祉部	感染症情報システムについて、現在99%が登録しているが、100%となるよう取り組まれない。	感染症情報システムに未登録の施設に対しては、関係機関と連携のうえ、個別の状況を確認するとともに、登録への働きかけを行うなど、100%をめざして取り組んでいきます。
			MERSについて、事前のリスク管理の対応や周知に取り組まれない。	MERSは感染症法の第2類感染症にあたり、疑似症患者が発生した場合に対応する「第2種感染症指定医療機関」は、県内に7病院(22床)あります。また、MERSへの対応については、国からの通知を関係機関に周知しており、患者発生時には、感染症法に基づき、医師会、病院協会、感染症指定医療機関と連携して対応していきたいと考えています。
123	こころと身体の健康対策の推進	健康福祉部 医療対策局	自殺者数がゼロとなるよう、メンタルパートナーのステップアップ研修や自殺未遂者の再企図防止モデル事業を実効性のあるものとし、「いのちの電話」などの関係機関との連携にも取り組まれない。	身近な人の心の健康に気づき、支援できる人材を育成するため、メンタルパートナーを対象としたステップアップ研修を実施するとともに、自殺未遂者の再企図を防ぐための取組をモデル事業として実施します。また、「いのちの電話」等の関係機関とも連携して対策を進めていきます。
			歯科口腔保健対策としてのフッ化物洗口の取組を保育所にも広げるよう検討されたい。	フッ化物洗口の効果は実証されており、公立の保育所では概ね実施しています。今後は未実施の保育所や幼稚園、さらに県内の小学校への普及・拡大に向け、関係団体等と連携して取り組んでいきます。

●選択集中プログラム

健康福祉病院常任委員会

プログラム番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
緊急課題 解決6	「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	健康福祉部	ステップアップカフェの取組などから障がい者の一般就労が進むよう、企業との情報交換にも取り組まれない。	障がい者の一般就労が進むよう、ステップアップカフェでの職業体験等を活用して取り組んでいきます。また、企業や県民の方の理解を深め、今年度からスタートした三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク等を通じて、企業の障がい者雇用の取組を広げていきます。

2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」(仮称) 中間案について

施策体系

(健康福祉部主担当施策)

	政策	施策	別冊頁
I 「守る」 命と暮らしの安全・安心を 実感できるために	1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	
		112 防災・減災対策を進める体制づくり	
		113 治山・治水・海岸保全の推進	
	2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	1
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	5
		123 がん対策の推進	7
		124 こころと身体の健康対策の推進	9
	3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	11
		132 支え合いの福祉社会づくり	15
	4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	
		142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	
		143 消費生活の安全の確保	
		144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	19
		145 食の安全・安心の確保	21
		146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	23
		147 獣害対策の推進	
	5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	
		152 廃棄物総合対策の推進	
		153 豊かな自然環境の保全と活用	
154 大気・水環境の保全			

	政策	施策	別冊頁
II 「創る」 人と地域の夢や希望を 実感できるために	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	
		212 地域の活力を高める女性活躍の推進	
		213 多文化共生社会づくり	
	2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	
		222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	
		223 健やかに生きていくための身体の育成	
		224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	
		225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	
		226 地域に開かれ信頼される学校づくり	
		227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	
		228 文化と生涯学習の振興	

	3 希望がかなう少子化対策の推進	231	少子化対策を進めるための環境づくり	25
		232	結婚・妊娠・出産の支援	27
		233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	29
		234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	31
	4 スポーツの推進	241	競技スポーツの推進	
		242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	
	5 地域の活力の向上	251	南部地域の活性化	
		252	東紀州地域の活性化	
		253	中山間地域・農山漁村の振興	
		254	移住の促進	
		255	協創のネットワークづくり	
		256	市町との連携による地域活性化	

	政策	施策	別冊頁	
Ⅲ「拓く」強みを生かした経済の躍動を実感できるように	1 農林水産業	311	農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	
		312	農業の振興	
		313	林業の振興と森林づくり	
		314	水産業の振興	
	2 強じんて多様な産業	321	中小企業・小規模企業の振興	
		322	ものづくり・成長産業の振興	
		323	「食」の産業振興	
		324	地域エネルギー力の向上	
		325	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	
	3 世界に開かれた三重	331	国際展開の推進	
		332	観光の産業化と海外誘客の促進	
		333	三重の戦略的な営業活動	
	4 雇用の確保と多様な働き方	341	次代を担う若者の就労支援	
		342	多様な働き方の推進	
	5 安心と活力を生み出す基盤	351	道路網・港湾整備の推進	
		352	公共交通の確保と活用	
		353	安全で快適な住まいまちづくり	
		354	水資源の確保と土地の計画的な利用	

3 「興行場法施行条例」の一部改正について

1 国の現状

国は、興行場法第2条及び第3条の規定に基づき、県等が興行場の設置の場所や構造設備など、必要な基準を条例で定める場合の技術的助言として、「興行場法第2条、第3条関係基準条例準則」（以下「準則」という。）を示しています。

今般、国は以下の内容について、「女性活躍加速のための重点方針2015」等に基づき、平成27年7月31日に準則の改正を行うとともに条例の改正を要請しています。

- (1) 喫煙室については、健康増進法に規定される受動喫煙防止対策をふまえ、喫煙室を設ける場合は、出入口から離れた場所へ設置し、たばこの煙が室外へ流れ出ない構造とすること。
- (2) 便所については、男性用便器と女性用便器の数は、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮するとともに、特に混雑が予想される施設においては、できる限り待ち時間の均等化が図られるよう努めること。
- (3) 基準の緩和については、興行場の設置の場所又はその構造設備につき許可を与える場合、当該興行場の特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲で、法の趣旨や目的に沿った必要最小限の規制となるよう、基準の一部を緩和もしくは適用しないことができること。

2 県の対応

改正された国の準則に基づき、「興行場法施行条例」の一部を改正します。

3 今後の予定

平成27年12月	条例改正案を健康福祉病院常任委員会で説明
12月	パブリックコメントの実施
～平成28年1月	
2月	議案提出
2月～3月	関係機関等へ条例内容の周知
4月	条例施行

【所管事項説明】

4 地域密着型特別養護老人ホームに併設された短期入所生活介護事業所にかかる指定・指導監査事務の権限移譲について

1 これまでの経緯

地域密着型特別養護老人ホームに併設された短期入所生活介護事業所は、当該特養と一体的に運営されているにも関わらず、地域密着型特養の指定・指導監査は保険者（市町）、短期入所生活介護事業所の指定・指導監査は県のそれぞれの事務となっています。

このため、保険者（市町）から行政事務の効率化及び事業者の利便性向上に向けた検討について提案があり、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議で協議した結果、3保険者（松阪市、度会町、南伊勢町）において、権限移譲のうえ、当該事務を実施いただくこととなりました。

2 権限移譲に向けた対応

「三重県の事務処理の特例に関する条例」を一部改正し、当該3市町が処理する知事の権限に属する事務の一部に、介護保険法に基づく地域密着型特別養護老人ホームに併設等する短期入所生活介護事業所にかかる指定・指導監査等の事務を加えるものとします。

3 今後の予定

平成27年11月	議案提出
平成28年1月 ～3月	移譲市町を対象とした事前説明会の開催、短期入所生活介護事業者等への周知
4月	条例施行

5 障害者差別解消法の施行に向けた取組状況について

1 経緯および概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

行政機関等に対しては、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務化されるのをはじめ、これに係る職員対応要領の策定が地方公共団体に努力義務とされるほか、県や市町において障害者差別解消支援地域協議会が設置できることなどが規定されています。

県としては、法施行に向けて、国が策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、職員対応要領の策定、相談体制の整備、普及・啓発活動、障害者差別解消支援地域協議会の設置検討等の取組を進めます。

2 現状

(1) 専門部会設置による検討

法に基づく取組を部局を越えて全庁的に検討するため、平成 27 年 7 月に三重県障がい者支援施策総合推進会議に、各部局の人権・危機管理監または人権担当で構成する「障がい者差別解消専門部会」を設置し、次の取組事項の検討を行っています。

ア 職員対応要領の策定（法第 10 条）

障がいを理由とする差別を解消するため、三重県職員が適切に対応するために必要な要領を策定。

イ 相談体制の整備（法第 14 条）

障がい者、その家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応するため、必要な相談体制を整備。

ウ 普及・啓発活動（法第 15 条）

障がいを理由とする差別の解消について、県民、事業者等の関心と理解を深めるため、普及・啓発活動を実施。

エ 障害者差別解消支援地域協議会の設置（法第 17 条）

障がい者差別に関する相談事案において、相談を受ける機関だけでは対応できない事案について、情報の共有・協議を通じて、事案解決や類似事案の発生防止等の取組を主体的に行うネットワークとするため、国や地方公共団体、関係機関等で構成する「三重県障がい者差別解消支援協議会（仮称）」を設置。

オ その他必要な事項

職員の理解や専門性向上のため、研修機会を確保。

(2) 市町および事業者への説明

市町障がい福祉担当者会議等で法の趣旨や県の取組状況の説明を行うほか、さまざまな機会に、国が策定した事業者向け対応指針やチラシを活用して説明を行うなど、普及・啓発活動を行っています。

3 今後の対応

県における職員対応要領の策定を進めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置を検討します。

平成28年4月1日の法施行に向けて、法に基づく取組を着実に実施していくため、基本方針等の趣旨をふまえ、当事者のご意見を十分お聴きし、国や他府県の取組状況も参考にしながら検討を進めます。

併せて、市町における対応要領の策定等の取組を支援するとともに、事業者への法の趣旨の周知や、さまざまな広報媒体を活用した県民の皆さんへの普及・啓発活動等を進めていきます。

4 今後の予定

平成27年8～11月	専門部会による取組事項の検討
9～10月	当事者、関係団体との意見交換の実施
11月上旬	障がい者差別解消ワークショップの開催
12月上旬	職員対応要領（案）について、健康福祉病院常任委員会で説明
12月中旬	障がい者差別解消フォーラムの開催
12月	職員対応要領の策定
平成28年1～2月	職員対応要領等の職員説明会の開催
3～4月	街頭やイベント等での普及・啓発活動

6 地域医療構想について

1 策定の趣旨

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）に向けて、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を通じた、地域における医療及び介護の総合的な確保が急務の課題となっています。

このため、県では、平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画の一部として、将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）を平成 27 年度に策定することを予定しています。

地域医療構想は、少子高齢化の進行による医療需要の変化に対応するため、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために策定するもので、平成 37 年（2025 年）の地域ごとの医療需要、病床の医療機能別の必要量、あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等を盛り込むことになっています。

なお、同法において、県は、地域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、地域医療構想を達成するために必要な協議を行うこととされています。

2 進捗状況

(1) 地域医療構想区域

平成 27 年 6 月 5 日に県医療審議会を開催し、現行の二次保健医療圏をベースに、8つの地域医療構想区域（桑員、三泗、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州）を設定し、それぞれの区域に協議の場（以下「地域医療構想調整会議」といいます。）を設置して、検討を実施していくことを決定しました。

(2) 地域医療構想調整会議

第 1 回地域医療構想調整会議は 7 月中旬～8 月上旬にかけて開催し、「地域医療構想策定ガイドライン」で示された医療需要の推計の考え方と、これに基づいて算出した「平成 37 年（2025 年）における必要病床数（参考値）」（別紙参照）について意見交換を行ったところです。

第 2 回地域医療構想調整会議は、9 月下旬から 10 月中旬にかけて開催を予定しており、あるべき将来の医療提供体制の方向性等について、意見交換を行うこととしています。

(第 1 回)

- | | |
|-------------|---------------|
| 7 月 14 日（火） | 東紀州地域医療構想調整会議 |
| 7 月 15 日（水） | 伊賀地域医療構想調整会議 |
| 7 月 27 日（月） | 三泗地域医療構想調整会議 |

- 7月28日(火) 松阪地域医療構想調整会議
- 7月31日(金) 津地域医療構想調整会議、伊勢志摩地域医療構想調整会議
- 8月3日(月) 鈴亀地域医療構想調整会議
- 8月4日(火) 桑員地域医療構想調整会議
- (第2回) ※予定を含む
- 9月25日(金) 鈴亀地域医療構想調整会議
- 10月5日(月) 津地域医療構想調整会議
- 10月6日(火) 伊賀地域医療構想調整会議、松阪地域医療構想調整会議
- 10月7日(水) 桑員地域医療構想調整会議、東紀州地域医療構想調整会議
- 10月13日(火) 伊勢志摩地域医療構想調整会議
- 10月19日(月) 三泗地域医療構想調整会議

3 今後の対応

引き続き、地域医療構想の策定に必要なデータの収集・分析や、地域ごとの医療需要の推計、医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の検討をふまえた必要病床数の推計等を行い、検討を進めてまいります。

また、地域医療構想調整会議においては、地域の関係者と丁寧に議論を進め、地域の特性・実情をふまえた地域医療構想を策定していきます。

さらに、地域医療構想調整会議では、地域医療構想の実効性を高めるため、地域医療介護総合確保基金を活用した施策についても協議を進めていきたいと考えています。

4 今後の予定（これまでの経緯を含む）

- 平成27年 3月 国から県へ「地域医療構想策定ガイドライン」の通知
- 6月 県医療審議会において策定体制・スケジュール等の決定
推計ツールを用いた医療需要・必要病床数の推計等の実施
地域医療構想調整会議の設置
- 平成27年7月～ 推計等に基づき、地域医療構想調整会議等での検討
(平成28年2月)
- 平成27年 12月 地域医療構想(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明
県医療審議会による地域医療構想(中間案)検討
- 平成28年 1月 パブリックコメントの実施
- 3月 地域医療構想(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明
県医療審議会による地域医療構想(最終案)の審議

平成37年(2025年)における必要病床数(参考値)

(単位:床)

構想区域	医療機能	2025年の必要病床数(参考値)*		2014年病床機能報告
		医療機関所在地	患者住所地	
桑員	高度急性期	-	168.9	0
	急性期	-	515.0	1,055
	回復期	-	539.4	52
	慢性期	-	392.4	543
	小計	-	1,615.7	1,650
三泗	高度急性期	-	270.7	598
	急性期	-	848.3	1,072
	回復期	-	877.5	330
	慢性期	-	640.1	711
	小計	-	2,636.6	2,711
鈴亀	高度急性期	-	203.3	185
	急性期	-	591.9	950
	回復期	-	607.2	49
	慢性期	-	441.0	649
	小計	-	1,843.4	1,833
北勢(2次保健医療圏)計		5,782.0	6,119.7	6,194
津	高度急性期	-	232.1	826
	急性期	-	722.9	1,295
	回復期	-	739.7	394
	慢性期	-	584.8	981
	小計	-	2,279.5	3,496
伊賀	高度急性期	-	143.5	0
	急性期	-	447.1	762
	回復期	-	462.9	50
	慢性期	-	366.0	116
	小計	-	1,419.5	928
中勢伊賀(2次保健医療圏)計		3,929.9	3,699.0	4,424
松阪	高度急性期	-	193.5	92
	急性期	-	579.5	1,372
	回復期	-	551.7	225
	慢性期	-	428.9	566
	小計	-	1,753.6	2,255
伊勢志摩	高度急性期	-	217.1	704
	急性期	-	617.4	671
	回復期	-	601.4	225
	慢性期	-	471.5	357
	小計	-	1,907.4	1,957
南勢志摩(2次保健医療圏)計		3,424.5	3,689.3	4,212
東紀州	高度急性期	29.0	62.8	0
	急性期	121.9	199.9	472
	回復期	141.6	216.4	0
	慢性期	171.3	181.8	449
	小計	463.8	660.8	921
東紀州(2次保健医療圏)計		463.8	660.8	921
総計		13,600.2	14,116.5	15,751
三重県	高度急性期	1,423.6	1,544.1	2,405
	急性期	4,257.2	4,522.1	7,649
	回復期	4,392.6	4,596.2	1,325
	慢性期	3,526.8	3,506.4	4,372
	総計	13,600.2	14,168.8	15,751

*各構想区域の必要病床数(参考値)は、2次保健医療圏毎の2025年の必要病床数の値を、市町別の2025年の性・年齢階級別推計人口で単純に按分し、市町毎に算出した値を積み上げたものです。また、個人情報保護の観点から、市町毎の値が10未満の場合は非表示となるため、各構想区域の合計は、2次保健医療圏の値と一致しません。

なお、慢性期の必要病床数の算出にあたっては、療養病床の入院受療率(人口10万人あたりの入院患者数)の地域差を解消していく観点から、全国最大レベル(県単位)の入院受療率を全国中央値レベル(県単位)にまで低下させる割合を用いています。

【所管事項説明】

7 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標の策定及び第二期中期計画の認可について

1 第二期中期目標の策定について

平成 24 年度に地方独立行政法人となった三重県立総合医療センターは、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 25 条の規定に基づいて県が策定し、指示した第一期中期目標の達成にむけて、さまざまな取組を行っているところです。この第一期中期目標期間の終期が平成 28 年度末となっており、第二期中期目標の策定手続きを進める必要があります。

2 中期目標の概要

法第 25 条第 2 項の規定に基づき、中期目標に以下の事項を定める必要があります。

- (1) 中期目標の期間
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 中期目標の策定手続き

法第 25 条第 3 項の規定に基づき、県は中期目標を策定するときは、あらかじめ地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととなっています。

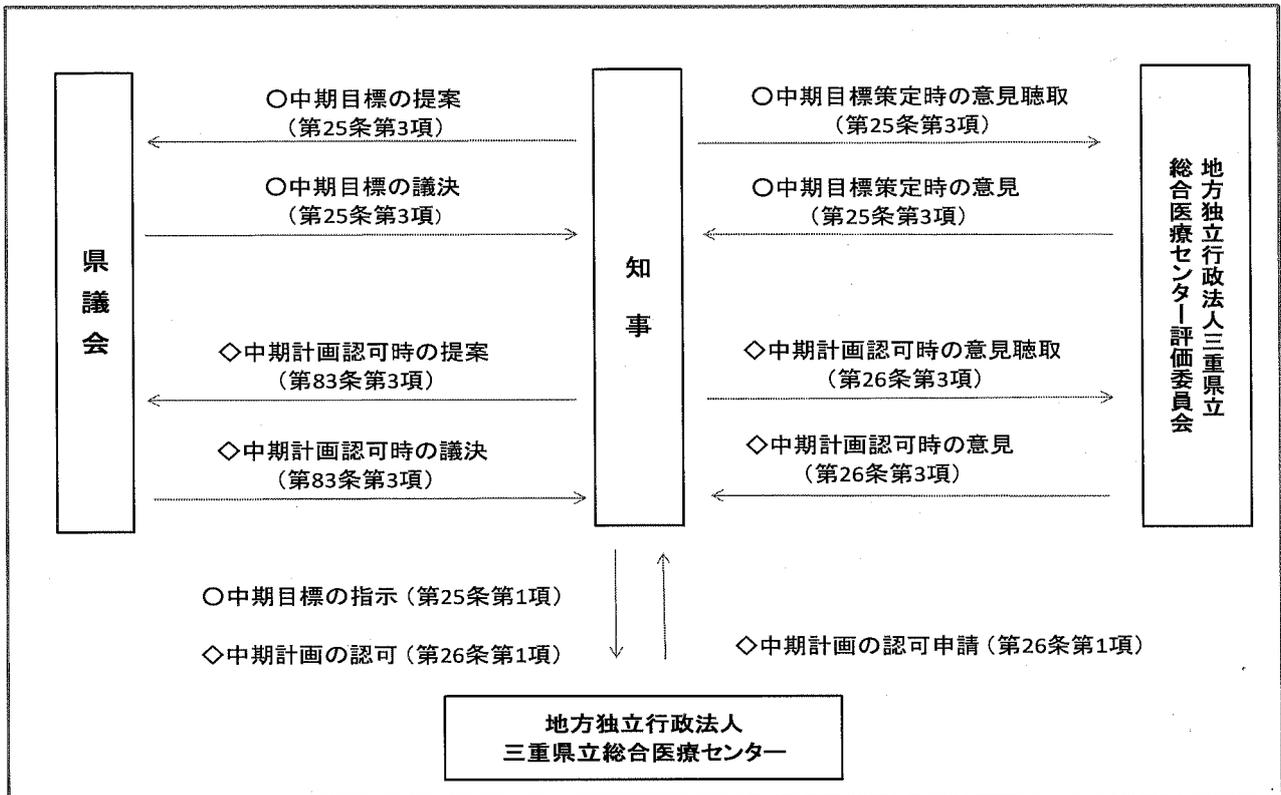
4 中期計画の認可手続き

法第 26 条の規定に基づき、中期目標の指示を受けた法人は、目標を達成するための中期計画を作成し、県の認可を受ける必要があります。中期計画の認可にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととなっています。

5 今後の予定

平成 27 年 12 月	中期目標(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 28 年 1 月～2 月	パブリックコメントの実施
3 月	中期目標(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明
6 月	中期目標を議案として提出
10 月	中期計画(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明
12 月	中期計画(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 29 年 2 月	中期計画を議案として提出
3 月	中期計画の認可

※上記期間において、随時評価委員会からの意見を聴取します。



関係法令の抜粋

地方独立行政法人法 (平成十五年七月十六日法律第百十八号)

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

8 三重県立一志病院のあり方に関する検討会の設置について

1 設置目的

県立一志病院については、「県立病院改革に関する基本方針」（平成 22 年 3 月策定）において「県立病院としては廃止し、ニーズに応えられる事業者へ移譲」という方針が示されていたところです。

しかしながら、その後の同病院を取り巻く状況の変化や、昨年成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき県において将来のあるべき姿である地域医療構想を策定するとされたことをふまえるとともに、同病院の次期中期経営計画の策定を見据え、同病院の将来のあるべき姿について改めて検討を行うため県内の有識者・関係者から構成される「三重県立一志病院のあり方に関する検討会（以下「検討会」といいます。）」を設置するものです。

2 検討事項

検討会では、地域医療構想との整合性を勘案しつつ、県立一志病院における地域医療に係るこれまでの取組の成果と課題を検証の上、今後の同病院のあり方について検討します。

3 検討会委員

別紙「委員名簿」のとおり。

4 今後の予定

平成 27 年 9 月～ (平成 28 年 2 月)	検討会開催（4 回程度開催予定）
12 月	検討会の検討状況を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 28 年 3 月	一志病院のあり方について、一定の方向性を健康福祉病院常任委員会で説明

三重県立一志病院のあり方に関する検討会 委員

50音順 敬称略

氏名	所属	役職等
上野 利通	公益社団法人久居一志地区医師会	会長
海野ミネミ	自治会連合会（白山地区）	代表
鏡 育子	社会福祉法人津市社会福祉協議会 美杉支部	支部長
菊田まゆみ	社会福祉法人津市社会福祉協議会 白山支部	支部長
岸野 隆夫	自治会連合会（美杉地区）	代表
四方 哲	県立一志病院	院長
鈴木 洋一	津市美杉総合支所	支所長
◎ 竹田 寛	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	理事長
竹村 洋典	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科 家庭医療学	教授
豊田 一弥	津市白山総合支所	支所長
藤波 恵子	公益社団法人三重県看護協会 ナーシングヒル・なでしこ	施設長
別所 一宏	津市健康福祉部	健康医療 担当理事

◎；会長

9 医師・看護職員確保対策について

1 医師確保対策について

(1) 取組状況

平成 24 年 12 月末における三重県内の人口 10 万人あたりの医師数は 197.3 人で、前回調査の 173.6 人から増加はしていますが、依然全国平均の 226.5 人に比べ少ない状況です。また、平成 25 年度に実施した医師看護師需給状況調査結果によると、一定の条件の下に、今後 2025 年から 2030 年の間に県全体での需給ギャップは解消するものの、地域間や診療科目間の偏在は依然として残るとの推計が出ています。

県内における医師の不足・偏在の解消に向けて、引き続き、医師無料職業紹介事業などの「医師不足の影響を当面緩和する取組」や、医師修学資金貸与制度の運用などの「中長期的な視点に立った取組」を組み合わせ、地域医療支援センターの取組を中心に、医師確保対策を総合的に進めています。

今年度（8 月末現在）の主な取組状況は、以下のとおりです。

ア 医師不足の影響を当面緩和する取組

① 医師無料職業紹介事業

- 平成 27 年度新規問い合わせ数：1 名、成約数：0 名、情報提供継続件数：17 名
（参考）開設時（平成 22 年 10 月）からの通算実績：問い合わせ数 78 名、成約数 30 名、成約内訳：常勤 14 名、非常勤 16 名

② 臨床研修医・専門研修医に対する研修資金貸与制度の運用（返還者除く）

- 平成 23 年度からの貸与者累計：臨床研修 40 名、専門研修 7 名

③ バディ・ホスピタル・システムを活用した診療支援

- 伊勢赤十字病院から、尾鷲総合病院へ常勤医師 1 名を派遣（平成 21 年度から継続）

④ 医師確保に資する寄附講座の設置

- 市町による寄附講座の設置支援

- ・支援団体：伊賀市、名張市

- 診療科：総合診療科及び循環器内科（名張市立病院）

- 整形外科（上野総合市民病院）、消化器内科（岡波総合病院）

- 設置先：三重大学

- ・支援団体：名張市

- 診療科：小児科（名張市立病院及び子ども発達支援センター）

- 設置先：関西医科大学

- ・支援団体：伊勢市

- 診療科：リハビリテーション科（市立伊勢総合病院）

- 設置先：藤田保健衛生大学

- 県による寄附講座の設置

- ・講座名：県南部地域医療学講座

- 診療科：内科（尾鷲総合病院）

- 設置先：三重大学

イ 中長期的な視点に立った取組

① 修学資金貸与制度の運用（返還者除く）

○平成 26 年度新規貸与者：55 名

○平成 27 年度新規貸与者：55 名

（参考）平成 16 年度からの貸与者累計：509 名、うち平成 27 年度当初までに初期臨床研修を修了し県内医療機関で勤務を開始した医師：55 名

② 臨床研修病院の魅力向上対策

○初期臨床研修 平成 26 年度マッチング結果

区 分	募集定員	マッチ者数	充足率
三 重 県	149 名	114 名	76.5%
(平成 25 年度)	(126 名)	(101 名)	(80.2%)
全 国	11,004 名	8,399 名	76.3%

③ 地域医療教育の充実

○へき地医療体験実習の開催 平成 27 年 8 月 19 日～22 日

参 加 者：三重大学、自治医科大学等医学生 21 名

受入機関：8 機関（紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院、大台報徳診療所等）

○へき地医療研修会の開催 平成 27 年 8 月 22 日～23 日

場 所：大台町 宮川林業総合センター

参加者：医学生、医療関係者 1 日目 75 名、2 日目 63 名

内 容：へき地医療体験実習報告、講演等

○市町での保健教育活動の実施

大学、県、市町による協働取組として、三重大学医学部医学科 1、2 年生（251 名）を対象に県内全市町で実施

○三重大学における地域医療講義の開催

対 象：医学部医学科 1 年全員対象（他学年・医学部以外も可）

講義数：6 講義（平成 27 年 10 月から 11 月）

④ 総合診療医（家庭医）育成拠点整備

○平成 27 年度研修受入予定者数：287 名（医学生・研修医等、うち後期研修医 63 名）
（参考）平成 26 年度受入実績：295 名（うち後期研修医 101 名）

○育成拠点：三重大学医学部附属病院、県立一志病院、亀山市立医療センター、名張市立病院、高茶屋診療所、津ファミリークリニック

⑤ 三重県地域医療研修センター事業

○平成 26 年度研修医受入状況 紀南病院：23 名（1～2 か月）、桃取診療所：2 名（1 か月）

⑥ 三重県地域医療支援センター事業

○後期臨床研修プログラム（三重専門医研修プログラム）の募集：17 の基本領域を対象に作成したプログラムについて、昨年度から募集を開始

修学資金貸与者等の対象者が勤務する病院を訪問し、複数回の個別面談を実施
（参考）対象者：平成 26 年度 47 名、平成 27 年度 49 名

利用申込者：10 名

○新たな専門医制度に関する提言：全国の地域医療支援センターに声かけを行い、賛同のあったセンターとの連名により、日本専門医機構、各学会（19 基本診療領域）及び厚生労働省に対して、新たな専門医制度が地域医療に十分配慮した制度となるよう、提言を実施（平成 27 年 7 月 29 日）

⑦ 国際連携

○県内医療系大学の連携のもと、学術的な交流を図ることをめざし、国際医療技

術連携体制 (Mie Medical University Science Collaboration League, M-MUSCLE) を構築のうえ、構成大学の代表者からなる協議会で具体的な連携のあり方について検討

(平成 27 年 3 月 6 日、平成 27 年 6 月 23 日)

(2) 今後の対策

地域医療支援センターの取組を中心に、「医師不足の影響を当面緩和する取組」と「中長期的な視点に立った取組」を効果的に組み合わせ、医師確保対策を総合的に推進するとともに、医師の地域への定着状況をふまえ、次年度以降も引き続き、必要な見直しを行いながら、医師の不足・偏在解消策の充実・強化を図っていきます。

2 看護職員確保対策について

(1) 取組状況

平成 26 年 12 月末における三重県の人口 10 万人あたりの就業看護師数は 817.0 人で、前回調査の 766.0 人から増加はしていますが、依然全国平均の 855.2 人に比べ少ない状況です。また、人口 10 万人あたり助産師数は 21.2 人で、全国平均の 26.7 人を大きく下回っている状況です。さらに、平成 25 年度に実施した医師看護師需給状況調査結果によると、2035 年（平成 47 年）時点においても不足が予測され、総数の確保が課題となっています。

このような状況の中、関係者の意見をふまえつつ看護職員の確保にかかる取組を体系的に整理し、総合的に検討する場として、平成 26 年度に「三重県看護職員確保対策検討会」を新たに設置し、平成 27 年度も引き続き検討を進めています。

さらに、不足する看護職員の確保のため、看護職員の県内就業率の向上や定着促進、再就業に向けた支援等に取り組んでいます。今年度（8 月末現在）の主な取組状況は、以下のとおりです。

ア 人材確保対策

① 看護師等養成所運営費補助

○平成 27 年度 11 校（予定）（参考）平成 26 年度実績 11 校

② 看護師等修学資金貸付事業

○新規貸付（予定）

年 度	看護系大学	看護師等養成所
平成 27 年度	8 名	26 名

③ 看護師等実習施設確保推進事業

○平成 27 年度 5 施設（予定）（参考）平成 26 年度実績 5 施設

④ ナースセンター事業

○平成 27 年度実績

- ・ナースバンクの事業（求職者 延べ 1,578 名、求職者中就業者 165 名（平成 27 年 4 月～7 月））
- ・みえ看護フェスタの開催（平成 27 年 5 月 16 日開催 参加者 610 名）
- ・1 日看護体験事業（参加者 656 名 うち男子学生 40 名 夏休みに県内高校生を対象に実施）
- ・確保定着支援員の病院巡回訪問（医療施設 8 介護老人保健施設 51）

⑤ 潜在看護職員等復職研修事業

○津地域 平成 27 年 9 月～平成 27 年 12 月（予定）

研修参加申込者数 6 名

○北勢地域 平成 27 年 10 月～平成 27 年 12 月（予定）

○伊賀地域 平成 27 年 11 月 9 日～19 日（予定）

イ 定着促進対策

① 病院内保育所設置運営支援事業

○平成 27 年度 25 施設（予定）

（参考）平成 26 年度実績

運営補助 25 施設（うち 24 時間保育 7 施設、病児保育 1 施設）

② 新人看護職員研修体制構築事業

○新人看護職員研修事業補助

平成27年度 42施設(予定) (参考)平成26年度 補助実績 42施設

○新人看護職員研修事業

- ・多施設合同研修事業、研修責任者研修、教育担当者研修、
実地指導者研修(現在実施中)

(参考)平成26年度実績

多施設合同研修(延べ1,389名)、研修責任者研修(32名)

教育担当者研修(66名)、実地指導者研修(115名)

③ 看護職のWLB推進事業

○平成27年度実績

- ・施設訪問 3件(8月末)

- ・WLBワークショップ

平成27年8月26日～27日 参加者数 延べ83名

- ・看護補助者活用研修会

第1回 平成27年7月16日(37名)

ウ 資質向上対策

① 在宅医療推進のための看護職員研修

○医療機関等の看護師の研修

- ・平成27年9月～平成27年12月(予定)

○訪問看護事業所の看護師の研修

- ・平成27年6月～平成27年12月(予定)

○訪問看護師養成研修会

- ・平成27年7月～平成27年12月(予定)

② がん医療水準均てん化の推進に向けた資質向上研修

○平成27年9月～平成27年11月 研修申込者数9名

③ 中堅看護職員実務研修(認知症)

○平成27年9月～平成27年11月 研修申込者数81名

④ 精神疾患患者地域定着支援のための基盤整備事業

○アウトリーチ推進のための研修会

- ・平成27年11月14日～22日

○連携づくりのための地区別検討会

- ・日程調整中

○地区定着支援のための勉強会

- ・日程調整中

⑤ 看護職のリーダー育成事業

- 国内外の優れた看護の取組を学び、国際的な視野を持って活躍できる看護職員を育成することを目的に、先進地イギリスにおいて伝統・実績ある2病院と県内看護学生や看護教員及び看護職員の短期研修受入にかかるMOUを平成27年7月に締結し、プログラムや受入費用等の詳細について協議が整い次第、今年度中にも研修生を派遣する予定。

- 今後、研修生派遣に向けての仕組みづくりを国際医療技術連携体制(M-MUSCLE)協議会において検討する。

エ 助産師確保対策

① 助産師修学資金貸付事業

○平成27年度新規貸付 5名(予定) (参考)平成26年度実績 5名

② 助産師養成所臨床実習施設確保事業

○平成26年度実績 6施設

③ 新人助産師合同研修

○平成27年10月～平成28年1月 研修申込者数32名

④ 助産師活用推進事業

○助産師養成確保にかかる懇話会 平成27年7月27日開催

○助産師(中堅者)研修

・平成27年9月～平成27年10月 研修申込者数15名

○助産師(指導者)研修

・平成27年9月～平成27年11月 研修申込者数15名

⑤ 助産師出向支援導入事業(平成27年度新規)

○助産師の偏在化の解消や実習施設の確保及び助産実践能力の向上のための助産師出向システム導入に向けて体制を整備する。

⑥ 院内助産所・助産師外来整備事業(平成27年度新規)

○院内助産所等を開設しようとする医療機関に対し、開設に必要な施設整備の経費及び研修費用を補助し、助産師の専門性が発揮できる環境を整備する。

(2) 今後の対策

引き続き、「人材確保対策」、「定着促進対策」、「資質向上対策」及び「助産師確保対策」の取組を進めていきます。

また、三重県看護職員確保対策検討会を継続的に開催し、取組状況の確認や新たな取組の検討を行いながら、看護職員の総数の確保とともに質の向上に向けて取組を推進していきます。

3 職種を越えた確保対策について

(1) 取組状況

改正医療法において、平成26年10月から各医療機関管理者に対して勤務環境改善に取り組む努力義務が課されるとともに、都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進する拠点機能の確保に努めることとされました。

このため、県では、アドバイザー派遣などの総合的な支援を行う「三重県医療勤務環境改善支援センター」を設置（平成26年8月開設。県医師会委託）し、医療機関における勤務環境改善の取組が計画的かつ着実に実施できるよう支援を実施しています。

また、医療従事者には女性が多いことから、女性が働きやすい勤務環境の取組を進めることが医療従事者の確保のためには必要であり、その取組をさらに促進するため、県による公的な認証制度を創設しました。

ア 三重県医療勤務環境改善支援センター事業

- 計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門的・総合的な支援を行う
社会保険労務士を配置し、医療機関からの相談に対応
平成26年度相談実績 36件

イ 女性が働きやすい医療機関認証制度

- 「女性が働きやすい」勤務環境の導入を促進するために、県による公的な「認証制度」を創設
書類審査、現地確認、専門家による審査を経て、認証された医療機関に対し、認証書を交付

(2) 今後の対策

引き続き、医療機関の勤務環境改善に向けた自主的な取組を促進するとともに、女性医師、看護師を中心とした医療従事者が安心して働くことができる勤務環境整備の推進を目的として、「女性が働きやすい医療機関」に係る認証制度を運用します。

10 平成26年度版みえ歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する年次報告書 について

この年次報告書は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（以下「基本計画」という。）における施策の実施状況等について取りまとめたもので、概要は次のとおりです。

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージや取り組むべき課題ごとに37の評価指標を定め対策を進めています。

37指標のうち毎年評価できる指標は22指標あり、そのうち、6指標が目標を達成し、13指標が改善しているものの、1指標が変化なし、2指標が悪化となっています。

特に、乳幼児や児童生徒のむし歯は減少してきており、取組の成果が出ています。また、大規模災害時に備えた体制整備やがん患者の医科歯科連携に向けた取組も進めることができました。

一方、障がい児(者)の歯科保健施策や在宅歯科医療の推進については、対応できる歯科医療機関数の増加が課題となっており、医療、介護関係者との連携による推進体制の整備を図る必要があります。

個別の取組結果は以下のとおりです。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策（別冊2 P2）

ア 乳幼児期

むし歯のある乳幼児の割合は年々減少しているものの、地域差がみられます。このため、歯科保健指導やフッ化物洗口、研修会開催などにより、特にむし歯の多い地域で乳幼児の歯と口腔の健康づくりの支援を行いました。

今後は、市町の歯科保健施策への支援や情報提供の充実等により、地域間格差改善に向けた取組を、より一層進めていきます。

イ 学齢期

むし歯のない12歳児の割合は年々増加しているものの、全国平均には達しておらず、学齢期のむし歯の状況には、地域差がみられます。このため、特にむし歯の多い地域において、小・中学校での歯科保健指導やむし歯予防教材の配付などに取り組みました。

その結果、熊野市において、むし歯予防に高い効果のある小学校におけるフッ化物洗口の開始に向け、26年度開催の研修会・説明会により学校歯科保健関係者への理解を得、今年度県内で初めて小学校2校でのフッ化物洗口開始となりました。

また、見守りが必要な児童のスクリーニング指標(MIES)を活用し、児童虐待の早期発見に向け学校歯科医と学校が連携して取り組んでいます。

今後も、学校歯科医と学校、保護者、関係団体等が連携を図りながら効果的な歯科保健活動を行っていきます。

ウ 青・壮年期

多くの成人が歯周疾患に罹患していることから、若い世代に対して歯周疾患予防の働きかけを行うことが必要です。このため、企業や市町が歯科健診事業を実施し、定期受診につながる仕組みづくりに取り組みました。

また、妊産婦への歯科保健指導や噛むことを通じた生活習慣病予防、歯科相談の機会の提供など、県民の健康づくりを支援しました。

引き続き、定期的な歯科受診につながる歯科健診・保健指導の機会の拡充に努めます。

エ 高齢期

高齢者等の口腔ケアは、誤嚥性肺炎や低栄養の予防などにつながることから、高齢者の健康保持増進、介護予防にも有効です。このため、介護保険施設等において、施設スタッフの口腔ケア知識の習得のため、専門的口腔ケアの講習等を行い、資質の向上を図る取組を行いました。

今後は、地域ごとの在宅訪問歯科診療、口腔ケアの拠点として設置を進めている地域口腔ケアステーションを活用し、医療、介護関係者等と連携した在宅歯科医療体制の充実を図っていきます。

(2) 障がい児(者)への対応 (別冊2 P23)

障がいがある方が、地域で安心して歯科治療や口腔ケアを受診できる体制整備を進めるため、県、県歯科医師会、障がい者支援団体の三者による障がい児(者)歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」において、障がい児(者)施設での歯科保健指導等を実施し、関係者の意識と技術の向上を図りました。

また、三重県歯科医師会が設置する障がい者歯科センターにおいて、障がい児(者)の歯科治療、口腔ケアを行っています。

引き続き、障がい者歯科センターでの歯科治療、口腔ケアを行っていきます。さらに、「みえ歯ートネット」に参加協力する歯科医療機関の増加や歯科診療対応能力の向上を図り、障がい児(者)が、地域で安心して歯科治療を受診できる体制を整えていきます。

(3) 医科歯科連携による疾病対策 (別冊2 P27)

がん治療効果やがん患者の療養上のQOLを高めるため、がん患者の口腔ケアや歯科治療を行うことができる体制を整備する必要があります。このため、県、がん診療連携協議会、県歯科医師会の三者で締結したがん患者医科歯科連携協定に基づき、連携歯科医療機関の登録を促進し、資質向上をめざし研修を開催しました。

今後は、がん患者だけでなく、糖尿病や心疾患等の患者の口腔管理ができるよう、医科・歯科医療機関の連携を推進します。

(4) 災害時における歯科保健医療対策 (別冊2 P31)

大規模災害発生時には、被災者の身元確認や応急歯科治療、避難所での口腔ケアに対応する歯科保健医療体制の整備と人材育成が必要です。このため、大規模災害時歯科活動マニュアルに基づき、災害時の安否確認や医療救護対

応等の訓練を行うとともに、災害時の口腔ケア、検視等にかかる研修を開催しました。

今後も、当該訓練を行うとともに、災害時に迅速に対応できるよう、人材育成や地区歯科医師会と市町との連携の推進に取り組みます。

(5) 中山間地域等における歯科保健医療対策（別冊2 P33）

歯科医療機関が近くにない地域では、特に歯科疾患に罹らないよう、子どもの頃から歯科疾患予防に取り組む必要があります。

このため、離島の小学校において、歯科医師などによる学習会を開催し、健康づくりに関する意識の向上を図りました。

今後も、引き続き歯科医療機関への通院が困難な地域の児童・生徒、高齢者等に対して、歯と口腔の自己管理ができるよう歯科保健指導等に取り組みます。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理（別冊2 P34）

基本計画に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、「三重県口腔保健支援センター」において、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価を行うとともに、市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健の支援等を行いました。

今後も引き続き、事業評価、施策の進行管理を行うとともに、地域ごとの歯科保健課題に応じた取組やネットワークづくりに向けた支援を行います。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等（別冊2 P37）

歯科疾患予防を担う人材を確保するため、県立公衆衛生学院等における歯科衛生士の養成、歯科衛生士の再就職への支援や、県民に歯と口腔の健康づくりの啓発を行う「みえ8020運動推進員」の育成などを行いました。

また、「8020推進月間」(11月)等の啓発期間を中心に、市町や関係機関・団体等と連携して、歯と口腔の健康づくりの普及啓発を図りました。

今後も、歯と口腔の健康づくりに関わる人材の資質向上を図るとともに、各種調査結果に基づく現状分析・評価や歯と口腔の健康づくりに関する情報収集を行い、関係機関等に情報提供を行います。

(3) 関係機関・団体等との連携（別冊2 P41）

市町、学校保健関係者、産業保健関係者、歯科医師会、歯科衛生士会等と連携して歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、松阪市、名張市、明和町、大台町においては、歯科保健に関する条例策定に係る支援を行いました。

引き続き、市町、関係機関・団体との連携を進め、歯科口腔保健対策の推進を図ります。

11 歯科技工士法改正に伴う「三重県の事務処理の特例に関する条例」の一部改正について

1 経緯

歯科技工士名簿への登録に係る事務及び歯科技工士国家試験に係る事務について、これまで都道府県知事が実施していたところですが、今般の歯科技工士法の改正により、厚生労働大臣が実施することとなりました。

これに伴い、県から四日市市へ移譲していた事務についても厚生労働大臣が実施することとなることから、「三重県の事務処理の特例に関する条例」を改正するものです。

なお、改正条例の施行日は、前述の事務が厚生労働大臣に移管される予定である平成 28 年 3 月 1 日を想定しています。

2 条例の改正内容

四日市市へ権限を移譲している申請書類の受理等の事務の一部を削除します。

3 今後の予定

平成 27 年 10 月	省令改正（予定）
11 月	議案提出
12 月	条例公布
平成 28 年 1～2 月	関係機関への周知
3 月	条例施行

12 歯科技工士法改正に伴う「三重県手数料条例」 の一部改正について

1 経緯

歯科技工士国家試験に係る事務について、これまで都道府県知事が実施していたところですが、今般の歯科技工士法の改正により、厚生労働大臣が実施することとなりました。

これに伴い、都道府県知事において手数料を徴収する必要がなくなることから、「三重県手数料条例」を改正するものです。

なお、改正条例の施行日は、前述の事務が厚生労働大臣に移管される予定である平成 28 年 3 月 1 日を想定しています。

2 条例の改正内容

歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料に係る規定を削除します。

3 今後の予定

平成 27 年 10 月	省令改正（予定）
11 月	議案提出
12 月	条例公布
平成 28 年 1～2 月	関係機関への周知
3 月	条例施行

13 「みえの出逢い支援」に関する取組について

1 現状と課題

(1) 出逢い支援について

個人の結婚に対する考え方やライフスタイルの変化などにより、本県でも未婚化、晩婚化が進んでおり、少子化の大きな要因となっています。

結婚に対する意識について、20歳代、30歳代の未婚者の約9割の人が「いずれ結婚するつもり」と回答している（別表1参照）ものの、生涯未婚率は上昇し続けており（別表2参照）、平均初婚年齢も年々高くなっているなど、理想と現実との間には深刻なギャップが生じている状況です。

未婚者の結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」という回答が上位を占めている（別表3参照）ことから、県は、昨年12月、四日市市内に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人への出逢いの場の情報提供を中心に取り組んでいます。合わせて、従業員の結婚をサポートする企業への情報提供や、住民の結婚支援に取り組む市町に対するアドバイザー派遣など、各主体による出逢い促進の取組を支援しています。

平成27年8月末現在、センターのメルマガ会員登録は約1,100名を超え、情報を提供したイベントも約60件となっています。

また、センターへの相談件数が2,000件を超える中、相談件数の半数近くが未婚の子どもを持つ親からの相談となっていることから、親を通じた出逢い支援の充実にも取り組み始めています。

(2) 結婚・家族形成に関する機運の醸成について

未婚の人が適当な相手にめぐり合わなかった場合の対応について、「無理に結婚しない」と回答した人が約4割と最も多く、「いろいろな方法を使って結婚相手を探す」と回答した人を上回っています。（別表4参照）。

また、未婚者が結婚を強く意識する周囲の出来事については、1位が「周りの友人・知人が次々と結婚や出産をする」であり、「友人の幸せな結婚や家庭の様子を感じる」、「周囲から幸せな結婚の話を聞く」が2位、3位となっています（別表5参照）。

このため、個人に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはいけませんが、既婚者を含む多くの主体の参画を得て、若い世代が結婚をあきらめることがないよう、結婚や家族形成に対してポジティブなイメージを抱けるような情報発信が必要と考えます。

2 取組概要

(1) 出逢い支援について

県では、センターによる出逢いの場の情報提供を中心に、企業や市町への支援を含めて、引き続き、結婚を希望する人の出逢いを支援します。

また、こうした取組に加え、子どもの結婚を望む親を通じた出逢い支援として、親を対象としたセミナー等を県内各地で開催するほか、親の心得等をまとめたパンフレットを作成・配布します。

(参考) ①親向けセミナー (第1回 8月29日北勢地域: 20名参加)

内容: 県内の結婚事情、親子間のコミュニケーション、親ができる支援 等

②独身者向けセミナー (第1回 9月24日北勢地域: 10名参加)

内容 出逢いイベントの内容、コミュニケーション術、身だしなみ 等

※今後、11月から2月までの間に、北勢(2回)、南勢、中勢で親向けセミナー、独身者セミナーを実施予定。(各セミナー全5回実施)

③親・家族及び独身者を対象としたミニセミナー

(10月12日「結婚・家庭フォーラム」会場で実施予定)

(2) 結婚・家族形成に関する機運の醸成について

県民の皆さんが、結婚や家族形成のすばらしさについて認識・理解を深めることで、結婚を希望する人が結婚を前向きに考え、また、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図ることを目的に、フォーラムの開催など、多様な主体の参画も得ながら啓発を進めます。

(参考) みえ・たい3 (キューブ)・スイッチ「結婚・家庭フォーラム」

日時: 平成27年10月12日(月・祝) 13:20~16:45

場所: 三重県文化会館(三重県総合文化センター)

記念講演: 「仕事、結婚、家族のためのハッピーライフプラン」

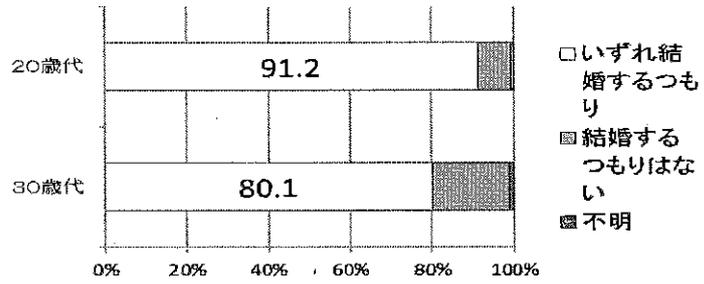
講師: 少子化ジャーナリスト・作家・相模女子大学客員教授 白河桃子氏

※その他、参加対象を独身者、親・家族、企業・団体・市町担当者に分けて

結婚ミニセミナーを開催

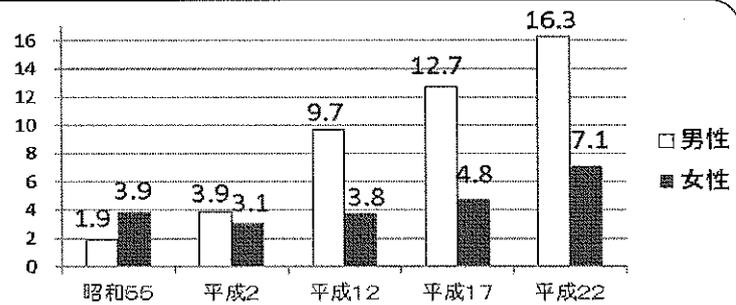
別表1
結婚の意向[未婚者]
(%)

出典：三重県
「第3回みえ県民意識調査」
※20歳代、30歳代を抜粋



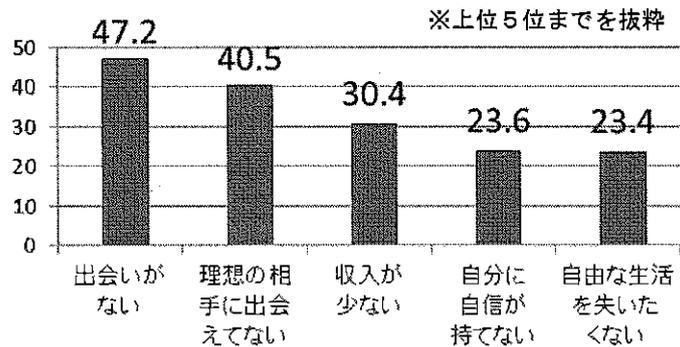
別表2
生涯未婚率[男女別]
(%)

出典：国立社会保障・人口問題
研究所「人口統計資料集」
※都道府県別集計（三重県）



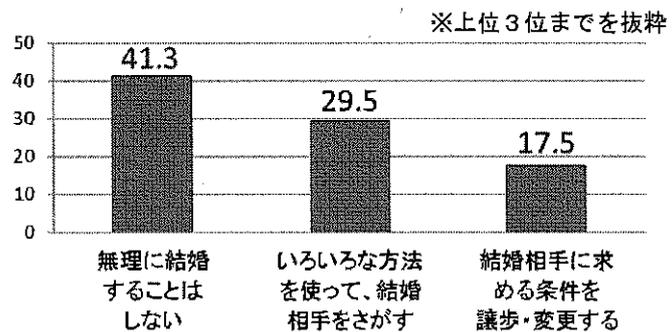
別表3
結婚していない理由
[未婚者]
(%)

出典：三重県
「第3回みえ県民意識調査」



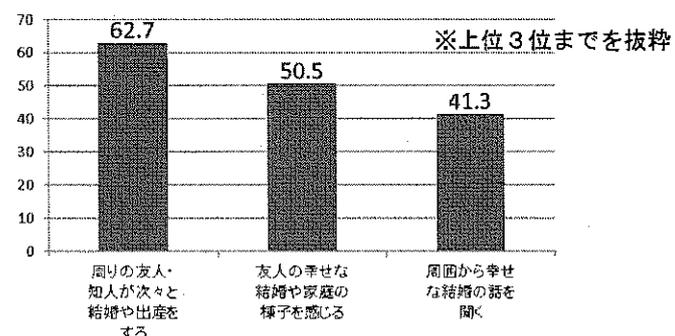
別表4
適当な相手にめぐり合
わない場合の対応
[未婚者]
(%)

出典：内閣府
「結婚・家族形成に関する
意識調査報告書」(平成
26年度)



別表5
結婚意向に関する周囲
からの影響[未婚者]
(%)

出典：内閣府
「結婚・家族形成に関する
意識調査報告書」(平成
26年度)



14 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

この報告は、三重県子ども条例（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき行う年次報告として、子ども施策の実施状況について、関連する「第二期三重県次世代育成支援行動計画」や「三重県地域少子化対策強化計画」の取組実績等とともに取りまとめ、公表するものです。

子ども施策に関する実施状況については、施策の基本となる4つの事項（条例第11条）別に整理しました。

また、「子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくり」をめざし、取組を進めてきた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成22年度～26年度）については、11の「重点的取組」の取組実績と今後の取組方向を記載しています。

平成26年度の少子化対策についてとりまとめた「三重県地域少子化対策強化計画」については、「子ども・思春期」、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」も含めたライフステージ毎に主な取組実績を整理しました。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊3 P3）

（1）子どもの権利について学ぶ機会の提供等（第11条第1号）

県庁見学の小学生に対する啓発活動や「命の大切さを学ぶ教室」の開催等により、子ども自身が条例や自分たちの権利について知り、大人との関わりや子どもの人権、命の大切さについて考える機会を提供しました。

（2）子どもが意見表明する機会の設定等（第11条第2号）

インターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」の実施等により、子どもが意見を表明する機会や意見交換の場を提供しました。

（3）子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援（第11条第3号）

県内の高校生が一堂に集う「高校生フェスティバル」の開催や小学校、企業、行政が連携して取り組む「キッズISO14000プログラム」の実施等により、子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援を行いました。

（4）子どもの育ちを支える人材育成、環境整備（第11条第4号）

地域の企業や子育て支援団体が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大、活動促進に向けた取組、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営などにより、子どもの育ちを支える人材の育成や環境の整備を図りました。

2 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の重点的取組の実績と今後の取組方向（別冊3 P7）

県では、「子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくり」をめざし、「子育てをささえる」、「とぎれのない支援」という二つの基本的な視点に基づく「第二期三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、取組を進めてきました。

この計画に基づき、子どもに関連する施策を総合的に推進するとともに、新たな課題や社会環境の変化に的確に対応していくため、5年間で重点的に取り組む11の項目を「重点的取組」として位置づけ、目標値を設定して、取組を推進してきました。

平成26年度は、「地域の保育ニーズへの対応」、「子育て支援の地域づくりの推進」、「ネット被害から青少年を守る取組」、「児童虐待防止への取組」、「発達障がい児への支援」、「外国人の子どもへの支援」の6項目で目標を達成することができました。

しかし、「放課後児童対策の促進」、「安全で安心して妊娠・出産できる体制の促進」、「青少年の健全育成に向けた取組」、「若年無業者等の自立支援のしくみづくりの推進」、「仕事と生活の調和に向けた取組の促進」の5項目については、目標の達成には至りませんでした。

3 「三重県地域少子化対策強化計画」に基づくライフステージ毎の主な取組状況（別冊3 P12）

県では、平成26年度の三重県経営方針の中で、少子化対策を重点テーマとして位置づけ、「三重県地域少子化対策強化計画」を策定し、国の地域少子化対策強化交付金も活用しながら、「子ども・思春期」、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」も含めたライフステージ毎に、以下の通り切れ目のない取組を進めました。

（1）子ども・思春期

家庭生活や家族の大切さなどについて考えるとともに、性や妊娠・出産の医学的知識等を正しく身に付けるためのライフプラン教育などに取り組みました。

（2）結婚

少子化の要因の一つである未婚化や晩婚化への対応として、結婚の希望をかなえるための出逢い支援に取り組みました。

（3）妊娠・出産

全国の都道府県で初となる男性不妊治療費助成を開始するなど、子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦への支援に取り組むとともに、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊産婦や低出生体重児への対応など、妊娠・出産期の方に対する支援に取り組みました。

(4) 子育て

保育の充実による共働き子育て家庭への支援や、男性の育児参画を推進するため、仕事と育児の両立を大切にする風土づくりをはじめとする「みえの育児男子プロジェクト」など、子育ての支援に取り組みました。

(5) 働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるため、若者の安定した経済基盤を確保するための就業支援や仕事と家庭が両立できる職場づくりの支援、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりの支援などに取り組みました。

(6) その他（機運の醸成等）

少子化対策の取組を進めるための機運醸成を図るため、「みえ・たい³（キューブ）・スイッチ」フォーラムを3回開催するとともに、子育て、企業、医療、教育、市町等の関係機関の代表者や学識経験者、学生、子育て経験者等で構成される三重県少子化対策推進県民会議を設置し、今後の少子化対策について3回の会議での検討を経て、平成27年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。

4 今後の取組（別冊3・P18）

子ども条例については、今後も、啓発冊子や様々なイベントを活用して、条例の趣旨を広く啓発するとともに、関係機関と連携しながら、学ぶ機会の場を確保していきます。

また、子どもが意見を表明する機会を確保し、さまざまな取組に反映していくよう努めるとともに、子どもの気持ちに沿った活動支援の視点を大切にしながら、様々な活動の支援や、企業や団体、関係機関等と連携を図りながら人材の育成と環境整備も進めていきます。

さらに、平成27年度からは、次世代育成支援行動計画、少子化対策の計画、子ども・子育て支援事業支援計画及びひとり親家庭等自立促進計画を一体として策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（計画期間：平成27年度～31年度）に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

15 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第28条の規定に基づき、平成26年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移（別冊4 P2）

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,112件でした。平成22年度に858件と大幅に増加して以降、平成25年度まで毎年度1割程度の割合で増加を続けていましたが、高止まりの推移となりました。

この背景については、平成24年度に発生した2件の死亡事例による地域の関心の高まりや、市町における要保護児童対策地域協議会の活動強化の取組等が考えられます。

(2) 児童虐待相談の経路（別冊4 P3）

児童相談所への相談経路は、①市町の機関、②警察等、③県の機関の順となりました。

市町の機関からの相談が554件と半数を占めています。これは、平成16年12月の児童福祉法改正により17年4月から市町が児童相談の第一義的な窓口となっていることが県民に周知されつつあり、そうした状況の中で市町が児童相談所と連携して対応すべきと判断するケースが増加しているものと考えられます。

(3) 児童虐待相談における主な虐待者（別冊4 P4）

主な虐待者は、実母が615件（55.3%）で最も多くなっています。

これは、子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするさまざまなストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられます。

(4) 被虐待児童の年齢（別冊4 P5）

虐待を受けている児童の約半数にあたる511件が0～5歳の乳幼児です。

年齢が低いほど生命の危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあり、全国の児童虐待死亡事例では62.7%が3歳未満の児童です。

(5) 児童虐待相談種別（別冊4 P6）

虐待相談の種別では、周囲の人が発見しやすい「身体的虐待」が419件（37.7%）で最も多くなっています。次いで、「心理的虐待」が408件（36.7%）と増加しており、身体的虐待とほぼ同じ割合に達しています。

これは、平成25年8月に厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」が改正され、家庭内で児童虐待がある場合、そのきょうだいについては原則、心理的虐待として受け付けることになったことによるものと考えられます。

(6) 児童虐待相談後の処遇(別冊4 P7)

相談後の児童処遇については、面接指導が952件(85.6%)となっています。
また、施設入所や里親委託は合わせて99件(8.9%)となり、前年度より16件増となっています。

(7) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況(別冊4 P9)

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を7件、出頭要求を3件、立入調査を3件実施しました。臨検・捜索については、実施したケースがありませんでした。

一時保護については、実施した児童が全体で593人おり、うち5割弱(286人)が虐待を事由とするものでした。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況(別冊4 P18~19)

平成24年の児童虐待死亡事例の検証結果もふまえ、次の取組を行いました。

(1) 児童相談所の体制・機能の強化

- 再発防止に向け、対象ケース家庭への確かな支援を実施するための「ニーズアセスメントツール」を研究開発
- モデル地域(津市)において、民間団体との協働による保育所等へのモニタリングを実施
- 法的対応・介入型支援を強化するため、平成25年度に引き続き、児童相談センターに弁護士、警察官を配置
- 北勢児童相談所にケースワーカーを1名増員

(2) 連携・協力体制の整備

- 市町への支援については、「児童相談体制強化確認表」を活用して市町と児童相談所等との定期協議を実施し、市町毎に改善状況の確認等を行うほか、フォローアップ訪問(12市町)を実施
- 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するアドバイザーの派遣や、ケースマネジメントのためのスーパーバイザー(助言者)を派遣
- 各児童相談所単位で、警察署、県・市町教育委員会および市町児童福祉主管課の参加による合同会議を開催し、立入調査の実地訓練や意見交換等を実施

(3) 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での意見聴取(11回、審議案件19件)を行いました。

3 今後の対応

平成27年度は、「ニーズアセスメントツール」の運用を開始するとともに、民間団体との協働によるモニタリングのモデル地域を2地域に拡大します。

また、医療従事者を対象に児童虐待対応に関する知識を身に付ける機会を提供します。(県内5か所で実施予定)

16 「三重県子どもの貧困対策計画」（仮称）骨子案について

1 検討体制

三重県子どもの貧困対策計画（仮称）策定検討委員会（学識経験者やNPO代表等9名で構成）及び庁内ワーキンググループ会議（庁内関係部局担当者で構成）を設置して検討を進めています。

2 骨子案の概要

（1）計画策定の基本的な考え方

ア 計画策定の趣旨

県では、昨年度、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の5年間の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、子どもの貧困対策を重点的な取組の一つとして位置付けています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三重県子どもの貧困対策計画」（仮称）を新たに策定します。

イ 計画の位置づけ

この計画は、子どもの貧困対策推進に関する法律第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

ウ 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間（平成27年度から平成31年度）の終期に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

エ 子どもの貧困のとらえ方

経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、進学機会の喪失等）を子どもが抱えている状況を貧困ととらえます。

（2）現状と課題

子どもの貧困に関する9つのデータの分析と課題について記載します。

- ア 子どもの貧困率（全国値）
- イ 生活保護世帯の子どもの数
- ウ 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率
- エ 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数
- オ ひとり親家庭の世帯数等
- カ ひとり親家庭の親の就業率
- キ 児童養護施設入所児童の進学率、就職率
- ク 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移
- ケ 長期欠席児童・生徒数等

（3）実態調査

ア 調査の目的

子どもの貧困の実態はわかりにくく、見えにくいものであることをふまえ、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等の関係機関等を対象とした貧困対応事例の聴き取り調査を行い、収集した事例について分析検証し、県内における貧困の現状をより具体的に把握することとしました。

イ 調査の概要

関係機関等が業務上関わった貧困事例について、県職員等が聴き取りシートを基に調査を実施し、35事例を収集しました。（事例数が少数であるため、統計的技法は用いず、事例検証を目的としました。）

ウ 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困リスクと課題）

聴き取り事例について、7つの「貧困のリスク」に分類して集計し、必要な支援について検討しました。その結果、貧困世帯が、経済的な困難にとどまらず、複合的で多様な課題を抱えている傾向にあることや、地域社会から孤立し、必要な情報に接する機会が欠如していること、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない傾向があることが明らかになりました。

（4）基本理念と基本方針

ア 基本理念

三重の子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

イ 基本方針

- ・子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施
- ・子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進
- ・教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障
- ・保護者に対する支援
- ・緊急度の高い世帯への配慮

（5）計画目標

平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に示された指標等をふまえながら、目標となる指標を検討していきます。

（6）主な取組

「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく4つの支援（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）に加えて、実態調査で明らかになった課題に対応するために包括的かつ一元的な相談支援を行います。

（7）計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市町、教育委員会及び関係機関・団体等との連携・協働の下、進めていきます。

3 今後の予定

平成27年11月	中間案を検討委員会で審議
12月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明、パブリックコメントの実施
平成28年1月	最終案を検討委員会で審議
3月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明、策定

17 「三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

1 国の現状

国は、厚生労働省令（「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）。以下「省令」という。）において、婦人保護施設（※1）の設備及び運営に関する最低基準を定めています。

今般、国は、施設長の資格要件のうち、年齢に関する規定（三十歳以上の者であること）を省令から削除し、平成28年1月1日から施行する予定です。

2 県の対応

本県では、「三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）において、施設長の資格要件を定めています。

社会福祉法第65条第2項（※2）では、施設長の資格要件などの事項について、省令で定める基準に従い条例を定めるよう規定されていることから、今般の省令改正に伴い、本県でも条例を改正する必要があります。

（改正の内容）

施設長の資格要件のうち、年齢に関する規定（三十歳以上の者であること）を削除

3 今後の予定

平成27年9月末	（国）省令改正
10月	関係機関に条例改正予定の周知
11月	議案提案
12月	条例改正案を健康福祉病院常任委員会で説明
平成28年1月	条例施行

※1 「婦人保護施設」とは

売春防止法に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）を收容保護することを目的とする施設。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力を受けた者を保護することができる。

※2 社会福祉法第65条第2項

都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数
（以下略）

18 指定管理者制度にかかる報告について

1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

健康福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。

指定管理者制度に関する取扱要綱第26条に基づき、「平成26年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。(資料1)

また、三重県聴覚障害者支援センターについて、同要綱に基づき、「指定期間全体の管理の実績に関する評価」を合わせて報告します。(資料2)

(1) 平成26年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価に係る対象施設(資料1)

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

(2) 指定期間全体の管理の実績に関する評価に係る対象施設(資料2)

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

2 指定管理者が行う公の施設の指定管理者候補者の選定過程の状況について

「指定管理者制度に関する取扱要綱」第 16 条に基づき、指定管理候補者の選定過程の状況を報告します。

平成 27 年度において、健康福祉部が所管する公の施設で指定管理候補者の選定を行っているのは、次の 4 施設です。

(1) 指定管理候補者にかかる申請の受付状況

公の施設	申請者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

(2) 選定基準

- ア 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ウ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- エ 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- オ 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

(3) 選定の進捗状況と今後の予定

平成 27 年	7月～8月	第 1 回選定委員会（審査基準・配点表の決定）
	8月～9月	募集要項の配付、申請の受付
	10月	選定過程について、健康福祉病院常任委員会で説明 第 2 回選定委員会（ヒアリング審査、総合審査）
	11月	11 月定例会に議案提出
平成 28 年	3月	指定管理者と協定締結

(4) その他

申請者から提出された事業計画書の要旨、選定委員名簿、採点表等は資料 3 のとおりです。

平成26年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者:社会福祉法人三重県厚生事業団
 ②指定の期間:平成23年4月1日～平成28年3月31日
 ③管理業務の内容
- ・センターの事業に関する業務
 (生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務)
 - ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の收受等に関する業務
 - ・センターの維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
施設入所支援稼働率	96%	73%
地域生活移行率	50%	20%
三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数	2,500人	3,014人
福祉用具相談指導件数	300件	304件

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

- ・ 障害福祉サービスとしては、主に、怪我や病気等により急性期病院に入院し、退院後一定期間、身体的な機能訓練等が必要となった障がい者を対象としているため、利用者数が変動することとなるが、施設入所支援稼働率及び地域生活移行率の実績が、成果目標を下回っている。
- ・ 高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、個別支援計画に基づくニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報など利用率の向上に向けた取組を行っている。
- ・ 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数は、毎年、参加人数が増加している。
- ・ 利用者へのきめ細かい対応などにより、利用者満足度は91%と前年度(93%)と同様、高い水準を維持している。
- ・ 収支のバランスを考慮しながら、適正な施設の維持管理を実施している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、取り組んでいる。

成果目標を達成していない施設入所支援稼働率と地域生活移行率については、引き続き、利用者に応じた訓練の実施など、きめ細かなサービスを提供するとともに、地域における潜在的なニーズの掘り起こしに向けた関係機関への継続的な広報活動などの取組を実施することにより、実績の向上を図る必要がある。

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要 ①指定管理者: 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
点字・録音図書、雑誌の貸出、閲覧	17,650タイトル	18,937タイトル
点字・録音図書、雑誌の制作、編集	225タイトル	354タイトル
点訳奉仕員養成受講者数	50人	7人
音訳奉仕員養成受講者数	50人	50人
生活訓練	48回	195回
メール受信希望者数	150人	176人
施設利用登録者数	550人	805人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字刊行物の貸出等点字図書館業務については、より多くの分野の蔵書の増設等に努めた結果、貸出数及び制作数ともに成果目標を達成している。また、サピエ図書(視覚障がい者専用のネットワークサービス)の利用は、センターが登録したコンテンツのダウンロード数が、前年度より増加している。 ・音訳奉仕員養成に係る受講者数は、成果目標を達成しているが、点訳奉仕員養成に係る受講者数は、昨年度に続き、成果目標を達成できなかった。 ・生活訓練については、個々のニーズに応じた個別訓練を実施し、目標を達成している。 ・夏休み「小中学生盲導犬体験会」の開催や「県民の日」記念事業への参加などの新たな取組により、視覚障がい者の理解促進を図っている。 <p>以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「視覚障がい者等の福祉の推進」に向け、取り組んでいる。</p> <p>利用が増加しているサピエ図書館への対応及び個別対応の生活訓練の実施等視覚障がい者のニーズに応じたサービスを提供するとともに、成果目標を達成していない点訳奉仕員の養成については、広報による受講者数の確保に努め、養成後の活動につなげる必要がある。</p>				

三重県聴覚障害者支援センター

<p>1 施設の概要</p> <p>①指定管理者:一般社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日 ③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者等用の録画物その他各種情報を記録した物の制作又は貸出に関する事。 ・手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣に関する事。 ・聴覚障がい者に情報を伝達するための機器の貸出に関する事。 ・聴覚障がい者の生活等の相談、情報の提供又は支援に関する事。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
利用登録者数	1,000人	834人
字幕映像ライブラリー作品の制作	30本	22本
字幕映像ライブラリー作品の管理、貸出	400本	508本
手話通訳者・要約筆記者の登録者数	427人	338人
生活訓練	7日	7日
情報発信回数	24回	84回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県聴覚障害者支援センターへの利用登録者数については、目標値1,000人に対し、聴覚障がい者のみで834人となっている(目標達成率83%)。しかし、ほぼ毎日、各種会合や研修にセンターが利用されており、延べ年間利用者数は、前年度より215人増加し3,513人となった。今後も様々なイベントを通して啓発を行い、利用者の増加に向けて取り組むことが望まれる。 ・字幕映像ライブラリー作品の制作については、ハードディスクの故障により、映像データが消失するなど復旧に時間がかかったため、目標値30本に対し、22本(目標達成率73%)となった。貸出本数は、目標値400本に対し、508本(目標達成率127%)となった。特に聾学校に出前貸出を行うなど、積極的に貸出業務を展開していることが評価できる。 ・養成研修の時間増加や認定試験の導入により、人材確保が困難になったが、地道な研修により県内の手話通訳者等の登録者数は微増となった。意思疎通支援者の養成制度は過渡期にあり、今後は国の動向を注視しながら、質の向上など時代のニーズに即した内容の養成や登録を行うことが必要である。 ・聴覚障がい者にとって、ホームページ等での情報の受発信は重要な意思伝達手段であり、年間84回実施したことは評価できる。 ・聴覚障がい者の災害時支援を行うために、三重県と伊勢市との締結に続いて、三重県と度会郡の各々4町との協定を締結した。今後は、マニュアルの作成や訓練を実施するとともに、他の市町にも働きかけていく必要がある。また、要援護者支援を行うサポーターとして、85人の新規登録があり、平成26年度末で146人となったことは評価できる。 ・施設管理では、職員が交代で機器の管理や点検を毎月実施した。また、職員の役割、安全管理の明確化、緊急連絡体制、個人情報の名簿台帳などの点検を実施するなど適正に管理されている。 				

みえこどもの城

1 施設の概要 ①指定管理者:公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 ②指定の期間:平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設および設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	226,711人
移動児童館の実施回数・地域協働事業実施件数	80件以上	80件
利用者の満足度	70%以上	80.47%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	B	A		
3 成果目標及びその実績	A	A	—	—

＜総括的な評価＞

- ・みえこどもの城の管理を順調に行い、施設も有効に活用していることから、指定管理者として適切に管理・運営を行っている判断する。
- ・県が指定管理者公募に際して示した3つの項目(年間総利用者数、移動児童館の実施回数および利用者の満足度)については、実績が成果目標を達成しており、評価できる。
- ・指定管理者が設定した成果目標について、全体としては概ね目標を達成しているが、研修室の利用者数、団体利用件数、広報活動掲載数の3項目は達成できなかった。企画内容の充実や情報の発信に努めるなど、成果目標の達成に向けてさらに尽力されたい。
- ・今後も、指定管理者が有するノウハウを生かした創意工夫によって、みえこどもの城の魅力向上につながるよう取り組まれることを期待する。

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要 ①指定管理者: 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ②指定の期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭の母子に対し、生業を指導し、又は技能を習得させること。 ・母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業をすること。

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
求人情報の提供	5,500回	7,986回
相談利用回数	230回	233回
技能習得講習会参加者数	60人	24人
母子自立支援員研修会開催回数	3回	3回
利用満足度調査(利用者アンケート)	2回	2回
生活向上のための講習会等	2回	4回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+
<p>＜総括的な評価＞</p> <p>・職業紹介所については、求職が8件あり、3件が就職に至っている。就職に至った件数は、伸び悩んでいる。ひとり親家庭の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあるため、三重県母子・父子福祉センターでの就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図るなど、ひとり親の就労ニーズに応えていく必要がある。</p> <p>・相談利用については、メールによる相談(本年度10件、前年度5件)および電話による相談(本年度207件、前年度180件)は増加した。訪問による相談は増加していない(本年度7件、前年度13件)が、きめ細かな対応ができる長所があるため、相談しやすい雰囲気をつくるなどの工夫により、相談件数を増やしていく必要がある。</p> <p>・生活向上のための講習会は、ひとり親同士が交流する情報交換会と同時に実施されている。これは、「みえ県民力ビジョン」の目標項目にも掲げている。参加したひとり親家庭からは、「ひとり親同士の交流が図られ、普段できない情報の交換が可能となった」などの声もある。孤立しがちなひとり親家庭に対して交流する機会を提供することは重要であり、今後の情報交換会の拡大が期待される。</p>				

指定期間全体の管理の実績に関する評価

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者:一般社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日 ③管理業務の内容 ・聴覚障がい者等用の録画物その他各種情報を記録した物の制作又は貸出に関すること。 ・手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣に関すること。 ・聴覚障がい者に情報を伝達するための機器の貸出に関すること。 ・聴覚障がい者の生活等の相談、情報の提供又は支援に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価	H24		H25		H26	
評価項目の内容	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B	
2 施設の利用状況	A		A		A	
3 成果目標及びその実績	B		B		B	

<指定期間全体の県の総括評価>

・施設の管理については、手話通訳者等養成講座、生活訓練および相談など積極的な利用の促進を図ることにより、適切な運営がされていると評価できる。

・字幕映像ライブラリー作品の制作については、目標を未達成であるが、アンケートにより地域の情報や研修が必要となる作品を制作した。貸出本数は、聾学校に出前貸出を行うなど、積極的に貸出業務を展開していることが評価できる。最近ではテレビ番組や邦画等にも字幕が付されるなど聴覚障がい者への配慮がなされつつあるが、利用者が注目する作品の制作や導入など今後より一層の充実が求められる。

・国の意思疎通支援に対する養成制度は過渡期にあり、制度改正は養成や登録に対する影響が甚大である。県内の手話通訳者等の登録者数は、地道な呼びかけにより微増となった。平成28年度以降は認定試験に合格した要約筆記者のみとなるため、県・市町の要約筆記者登録者数が約200名から100名程度になると予測される。様々な会議やスポーツ大会における意思疎通支援は重要であり、今後は国の動向を注視しながら、時代のニーズに即した内容の養成や登録を行うことが必要である。

・ホームページおよびメールなどの文字や、図・写真による情報の提供および活用は、聴覚障がい者にとって有効かつ重要な伝達手段であり、情報提供に注力していることは評価できる。

・公益社団法人三重県障害者団体連合会、三重補助犬普及協会と協力しながら身体障害者補助犬などの受入啓発や聴導犬の普及に協力するなど人権啓発を行った。

・東北大震災を教訓に、聴覚障がい者の災害時支援を行うために、三重県と市町との協定を締結するとともに、災害時支援サポーター制度を導入するなど、指定管理者である三重県聴覚障害者協会は他都道府県にはない独自の取組を行った。このことにより、調査や視察のため様々な報道機関や団体等が来所している。このような災害時支援の取組は、三重県聴覚障害者協会の特徴的な取組として評価できる。今後も、こうした取組を東紀州地域にも拡大することが必要である。

1 三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理候補者の選定過程について

(1) 概要

三重県身体障害者総合福祉センターの平成 28 年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

(2) 進捗状況

- | | |
|------------|----------------------------|
| 7月28日 | 第1回選定委員会の開催 |
| | ・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 |
| | ・審査基準及び配点表の決定
(別紙1のとおり) |
| 8月4日～8月14日 | 募集要項の配布 |
| 8月18日 | 現地説明会の開催 |
| 8月31日～9月7日 | 申請の受付 |

(3) 申請の受付状況

ア 申請者の名称

社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 梶田郁郎
(津市一身田大古曾670番地2)

イ 事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)
別紙2のとおり

(4) 選定委員の氏名及び役職名(順不同・敬称略)

- | | | |
|-----|-------|-------------------|
| 委員長 | 長友 薫輝 | (三重短期大学教授) |
| 委員 | 高井 幹雄 | (三重弁護士会推薦弁護士) |
| 委員 | 坂口 知子 | (東海税理士会津支部推薦税理士) |
| 委員 | 伊藤 順子 | (NPO法人UDほっとねっと代表) |
| 委員 | 森口 恒子 | (公募) |

(5) 今後の予定

ア 指定管理候補者の選定

選定委員会は、10月13日開催予定の第2回選定委員会において、ヒアリング審査を行い、申請者が指定管理候補者として相応しいか否かを総合的に審査します。

イ 指定管理者の指定

平成27年三重県議会11月定例会月会議において、議会の議決を経て、新しい指定管理者を指定します。

ウ 協定締結

平成28年3月に知事が指定管理者との間で締結します。

エ 指定管理者の指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

「三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準」

三重県身体障害者総合福祉センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査事項」、「審査項目」、「審査内容」及び配点ウェイトは、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査事項」ごとに合計した点数に、配点ウェイト数/満点数を乗じて得た数とその委員の採点値とする。

※ 例 「審査基準」1の場合 「審査内容」6項目の評価点合計が21点の場合
 $21 \text{点} \times 15 \text{ (配点ウェイト)} / 30 \text{ (満点数)} = 10.5 \text{点}$ (小数点第2位以下四捨五入)

- ④ 過半数以上の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。

⑦ 評価

- 評価点数5 この提案は、かなり優れている
- 評価点数4 この提案は、優れている
- 評価点数3 この提案は、標準的である
- 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
- 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準(採点表)

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト
		1	2	3	4	5		
①総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5		15
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5		
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5		
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	1	2	3	4	5		
	自己評価の体制及び基準は確立されているか	1	2	3	4	5		
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、グリーン購入や省エネ等環境管理等への対応は適切か	1	2	3	4	5		

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト
		1	2	3	4	5		
①維持管理全般の基本的な考え方及び管理の手法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持レベルを保つものであるか	1	2	3	4	5		20
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	1	2	3	4	5		
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	1	2	3	4	5		
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	障害者就労施設等からの優先的な調達、人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成など、県の諸施策に配慮した提案となっているか	1	2	3	4	5		

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト
		1	2	3	4	5		
①障害福祉サービスの事業	施設の業務基準を達成しているものであるか	1	2	3	4	5		40
	施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか	1	2	3	4	5		
	施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
②福祉センターA型としての業務	施設の業務基準を達成しているものであるか	1	2	3	4	5		
	施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか	1	2	3	4	5		
	施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
③利用料金の設定や料金の收受方法、減免等	利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか	1	2	3	4	5		
④総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策	施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか	1	2	3	4	5		
⑤利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
⑥施設の機能を活用した障がい者の地域生活を支える独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	1	2	3	4	5		

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト
		1	2	3	4	5		
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られ、十分実施できる収支計画となっているか	1	2	3	4	5		15
②コスト削減の考え方	実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化策が提案されているか	1	2	3	4	5		
③収入確保に関する事項	収入確保につながるような独自の提案がなされているか	1	2	3	4	5		

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト
		1	2	3	4	5		
①運営及び人員の確保、職員の雇用形態等	人員の確保、職員の資格、組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		10
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	1	2	3	4	5		

合計								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

平成 27 年 8 月
社会福祉法人 三重県厚生事業団

三重県身体障害者総合福祉センター管理運営業務
事業計画の要旨

1. 三重県身体障害者総合福祉センターの運営上の基本方針

当法人は、昭和 48 年の設立以来、県立福祉施設の運営に携わり、県施策と一体となって 県民福祉の向上に努めてきたところです。今日では、社会福祉基礎構造改革に始まる諸制度の改革が進み、福祉の分野においては、特に地域福祉の推進が重要視されています。当法人は、こうした地域福祉の流れに対応するため、下記の基本理念に沿って、より効率的で質の高いサービスを提供できる身体障害者総合福祉センターの運営に取り組み、新しい福祉社会づくりに貢献することをめざします。

[事業団基本理念]

- ①利用者が、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。
- ②利用者のニーズと適性に応じたサービスを提供します。
- ③地域の多様な主体との連携等により、共に生きる社会づくりに主体的に取り組みます。
- ④地域の福祉ニーズに即応した先駆性のある取組を進めます。
- ⑤時代や環境の変化に的確に対応し、質の高いサービスを提供します。
- ⑥サービスの提供を持続的に行っていくため、健全な経営を行います。

2. 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する事項

修繕箇所の早期発見と改修等、施設の適切な維持管理を行います。外部委託業務は競争入札等を行い、業務の履行について随時点検します。また、各種マニュアル等を活用し利用者の安全確保を徹底します。

3. 総合福祉センターの事業に関する事項

障害福祉サービス事業所では、肢体等に障がいのある方に、ひとりひとりのニーズに合わせたリハビリテーションを行い、社会の一員として積極的に社会参加を果たせるよう支援するため次の事業を実施します。

- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 短期入所

身体障害者福祉センターA型では、各種相談への対応、リハビリテーション、障がい者のスポーツの推進、宿泊室の運営や福祉用具製品化事業等を行います。

当法人では、特に障がい者スポーツとリハビリテーションによって障がい者の社会参加を支援し、ノウハウ、機関・人材ネットワークを構築してきました。今後も、医療・福祉が連携し、利用者の方々からの多様なニーズに的確にこたえられる事業展開を図ります。

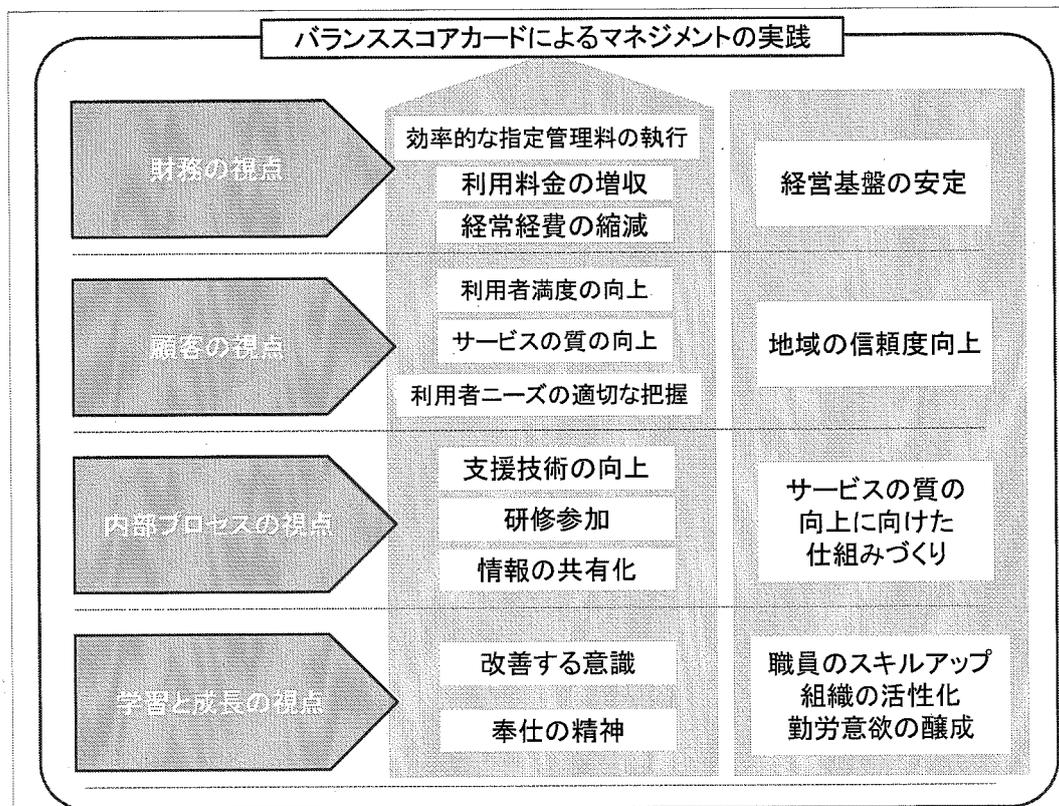
4. 施設の管理運営にかかる経費の削減に関する事項

指定管理の目標値である「日中活動系サービス利用率 80%」を基本とした収支計画を立て、冷暖房のための燃料使用量を過年度と比較する等、コスト削減を意識した運営を行うと共に、利用率向上等の収入確保に努めます。

5. 運営体制及び組織に関する事項

効率的な業務遂行のための組織体制を整え、必要な資格を有する職員を効果的に配置します。また、利用者ニーズへの対応が途切れることがないよう、勤務シフトを工夫します。

当法人では、以上の事業計画を実行するために、組織全体で成果をあげられるよう数値目標を掲げ PDCA サイクルで業務を管理する「バランススコアカード」を導入し、戦略的経営を実践していきます。



2 三重県視覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定過程について

(1) 概要

三重県視覚障害者支援センターの平成 28 年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

(2) 進捗状況

7月28日	第1回選定委員会の開催
	・ 指定管理者制度の概要及び施設概要の説明
	・ 審査基準及び配点表の決定
	(別紙3のとおり)
8月4日～8月14日	募集要項の配布
8月18日	現地説明会の開催
8月31日～9月7日	申請の受付

(3) 申請の受付状況

ア 申請者の名称

社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 内田順朗
(津市桜橋2丁目130番地)

イ 事業計画書の要旨 (申請者が作成したもの)

別紙4のとおり

(4) 選定委員の氏名及び役職名 (順不同・敬称略)

委員長	長友 薫輝	(三重短期大学教授)
委員	高井 幹雄	(三重弁護士会推薦弁護士)
委員	坂口 知子	(東海税理士会津支部推薦税理士)
委員	戸松 伯子	(NPO法人アイパートナー代表)
委員	塚本 裕子	(公募)

(5) 今後の予定

ア 指定管理候補者の選定

選定委員会は、10月13日開催予定の第2回選定委員会において、ヒアリング審査を行い、申請者が指定管理候補者として相応しいか否かを総合的に審査します。

イ 指定管理者の指定

平成27年三重県議会11月定例会月会議において、議会の議決を経て、新しい指定管理者を指定します。

ウ 協定締結

平成28年3月に知事が指定管理者との間で締結します。

エ 指定管理者の指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

「三重県視覚障害者支援センター指定管理者審査基準」

三重県視覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」及び配点ウエイトは、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数に、配点ウエイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。

※ 例 「審査基準」1の場合 「審査内容」4項目の評価点合計が15点の場合
 $15 \text{点} \times 10 \text{ (配点ウエイト)} / 20 \text{ (満点数)} = 7.5 \text{点}$ (小数点第2位以下四捨五入)

- ④ 過半数以上の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。

⑦ 評価

- 評価点数5 この提案は、かなり優れている
- 評価点数4 この提案は、優れている
- 評価点数3 この提案は、標準的である
- 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
- 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県視覚障害者支援センター審査基準(採点表)

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
		1	2	3	4	5		
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5		
	施設の特長や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5		
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5		
県民(利用者)の平等な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5		

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (15)
		1	2	3	4	5		
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか	1	2	3	4	5		
	施設等の破損箇所・不良箇所等の点検やその対応方針が明確か	1	2	3	4	5		
適切な運営管理の確保	緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か	1	2	3	4	5		
	個人情報保護の体制は適正か	1	2	3	4	5		
	環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか	1	2	3	4	5		

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (45)
		1	2	3	4	5		
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか	1	2	3	4	5		
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5		
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
	広く県民に対する情報提供(広報等)や情報発信について具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5		
	施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5		
	成果目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5		

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
		1	2	3	4	5		
施設の管理にかかる経費の節減	具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か	1	2	3	4	5		
	事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか	1	2	3	4	5		

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (20)
		1	2	3	4	5		
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5		
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5		
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5		

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

三重県視覚障害者支援センター事業計画要旨

申請者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会

1 三重県視覚障害者支援センターの運営上の基本方針

三重県では、障がい者施策の基本方針を「みえ障がい者共生社会づくりプラン」により示し、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

三重県視覚障害者支援センターが、三重県内に居住等をしている視覚に障がいのある人たちに対し、視覚に障がいのない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援するための施設であることを深く認識し、視覚に障がいのある人たちの自立と社会参加推進のため、支援センターの機能が発揮できるよう十全な運営を行います。

(1) 業務品質の向上

支援センターを利用する視覚障がい者等が、満足できる良質のサービスと業務の品質を高めます。

(2) コスト削減の徹底

限られた予算の中で、最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。

(3) 利用者が利用し易い環境づくり

視覚障がい者及びそれを支えるボランティアが、多く利用する施設であることを念頭に置き、利用者の立場に立った環境づくりに努めます。

(4) 県民の公平な利用の確保

支援センターの設置目的（役割）を多くの方に知っていただくため、市町や関係機関と連携してその周知に努め、また、積極的にアウトリーチ活動を行うなど、県民の平等かつ公平な利用の機会を確保します。

2 維持管理に関する業務を行っていくうえでの基本方針

(1) 施設の防災対策について

支援センターは、三重県社会福祉会館の1階の一部にあり、その火災、震災等の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限にとどめることについては、「三重県社会福祉会館消防計画」により実施します。

(2) 施設・設備の適切な維持管理

施設・設備の修繕箇所の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに県に報告するとともに、「リスク分担表」に基づき、早期の改修に努めます。

また、施設・設備の使用については、細心の注意と清潔さに心を配ります。

(3) 危機管理について

業務運営上の危機管理については、「社会福祉法人三重県視覚障害者協会危機管理方針」に基づき行います。

(4) 個人情報の保護

「社会福祉法人三重県視覚障害者協会個人情報保護に関する基本方針」に基づき個人情報を適切に保護します。

(5) 環境への配慮

節電、グリーン購入、リユース、リサイクルの徹底など環境に配慮した維持管理を行います。

3 達成目標及び事業の実施計画

各事業の実施計画及び達成目標は、次のとおりです。

(1) 点字図書館事業

- ① 点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌等の製作を行います。
- ② 点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌等の貸出・閲覧を行います。

	平成28年度 計画	平成29年度 計画	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
直接貸出	17,000	17,000	16,000	16,000	16,000
サピエ図書館 ダウンロード	59,000	59,000	61,000	62,000	64,000
計	76,000	76,000	77,000	78,000	80,000

- ③ 図書情報誌「図書だより」の発行、視覚障がい者の求めに応じて、個人的資料（図書、雑誌、説明書、チラシ等）の点訳又は音訳、対面朗読等を行います。

(2) 点訳・音訳ボランティア等の育成・支援事業

点訳・音訳ボランティアの育成を図るとともに、スキルアップのための指導者研修会等を行います。

(3) 盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援

三重県聴覚障害者支援センターが実施する「盲ろう者通訳・介助員養成講座」について、講師の派遣、点字資料の作成、機器・会場の提供など必要な支援を行います。

(4) 生活相談及び訓練事業等

- ① 視覚障がい者の就職、結婚等の生活相談に応じるとともに、個別的または集団的に必要な助言及び指導を行います。
- ② 視覚障がい者の日常生活及び社会生活における適応性を確保するため、個別指導または講習会等の方法により、生活訓練・指導を行います。

	平成28年度 計画	平成29年度 計画	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
歩行訓練	160人	170人	170人	180人	190人
家事管理訓練	20人	20人	20人	20人	20人
福祉機器活用訓練	50人	50人	50人	60人	60人
点字指導	60人	60人	60人	60人	60人
料理教室	5回 50人	5回 50人	6回 60人	6回 60人	6回 60人
社会資源活用方法講座	3回 40人				
家庭生活講座	3回 70人				
計	450人	460人	470人	490人	500人

- ③ 視覚障がい者にとって有効な避難方法、情報支援や避難所での支援のあり方について理解を深めるため、災害時避難行動セミナーを開催します。

(5) ITサポート

視覚障がい者にとって各種情報の入手バリアの解消のため、ITサポートセンターとしての役割を担い、ITサポーターを養成するとともに、ITサポートを希望する者の自宅等に訪問し、パソコン指導等を行います。

(6) 情報提供事業

- ① その時々、適切な生活情報、募集内容の周知、お互いの情報交換、俳句などの発表の場等として視覚障がい者生活情報誌「はなしょうぶ」を年12回発行します。
- ② ホームページに、「はなしょうぶ」、「図書だより」、各種募集等を掲載するほか、事業計画、予算、事業報告、決算等を掲載し、情報公開のツールとしても使用します。
- ③ 三重県からの原稿に基づき、「県政だよりみえ」点字版・録音版、「みえ県議会だより」点字版・録音版を発行します。

(7) 社会参加促進事業

視覚障がい者の健康づくり、体力づくり、仲間づくりを促進するため、障害者スポーツ指導員や、ボランティアの支援を得て、各種スポーツ愛好者の拡大を図ります。また、視覚障がい者の知的満足度を高めるとともに、仲間づくり等にも資するため、ボランティアの支援も得て、講演会、研修会、教室などの方法により、文化活動の活性化を図ります。

(8) 小中学校等に対する視覚障がい者福祉の普及啓発

点字指導、介助の方法、生活体験、日常生活用具に関する学習機会等を、施設見学や学校訪問を通して提供するとともに、視覚障がいに関するパンフレットの作成及び小中学校等への配布により、視覚障がいに対する理解促進を図ります。

(9) 自己評価

利用者アンケートや日常の業務を通じて得た意見などをもとに、定期的（年2回）に自己評価を行い、さらなる業務の改善を目指します。

4 運営体制

常勤職員：所長1名、次長1名、主査・点字指導員1名、司書・音訳指導員1名
 非常勤職員：貸出閲覧員3名、生活訓練担当1名、IT指導担当1名
 ボランティア：点訳ボランティア、音訳ボランティア、貸出ボランティア等
 平成28年度から常勤職員を1名増やす予定です。

5 収支計画

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	28～32 合計
指定管理料	46,183,000	46,183,000	46,183,000	46,183,000	46,183,000	230,915,000
受取利息	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
収入合計	46,186,000	46,186,000	46,186,000	46,186,000	46,186,000	230,930,000

人件費	28,800,000	29,100,000	29,300,000	29,600,000	29,800,000	146,600,000
光熱水費・保守 管理費分担金	6,900,000	6,900,000	6,900,000	6,900,000	6,900,000	34,500,000
その他事務費	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	4,500,000
事業費	9,586,000	9,286,000	9,086,000	8,786,000	8,586,000	45,330,000
支出合計	46,186,000	46,186,000	46,186,000	46,186,000	46,186,000	230,930,000

6 法人の概要

本協会の前身は大正12年に結成された「三重県盲人会」で、昭和46年に「三重県視覚障害者協会」と改称し、昭和46年10月29日に厚生大臣から社会福祉法人の認可を受けました。

昭和46年12月から「三重県盲人センター」の運営を、昭和61年4月からは「三重県点字図書館」の運営を三重県から委託され、平成18年4月からは「三重県視覚障害者支援センター」の指定管理者として指定を受け、管理運営に務めてきました。

協会独自事業としては、毎年、三重県視覚障害者福祉大会を主な内容として「あいふえすた」を開催するとともに、女性部、青年部、情報部、スポーツ部活動などを通して、県内視覚障がい者の個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援活動等を行っています。また、視覚障がい者日常生活用具等の販売斡旋事業も行っています。

理事11名、監事2名、評議員23名

組織：理事会、評議員会、事務局、女性部、青年部、情報部、スポーツ部、支部（15）

平成26年度決算：一般会計経常支出額48,136,707円（うち、本部経理区分6,766,058円）

特別会計（視覚障害者日常生活用具等販売斡旋）

取扱件数774件、売上高15,802,888円、当期純利益1,487,516円

3 みえこどもの城の指定管理候補者の選定過程について

(1) 概要

みえこどもの城の平成28年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

(2) 進捗状況

8月4日 第1回選定委員会の開催
・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明
・審査基準及び配点表の決定
(別紙5のとおり)

8月9日～9月9日 募集要項の配布

9月2日～9月9日 申請の受付

(3) 申請の受付状況

ア 申請者の名称

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 太田栄子
(松阪市立野町1291)

イ 事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

別紙6のとおり

(4) 選定委員の氏名及び役職名(順不同・敬称略)

委員長	鷺見 裕子	(高田短期大学育児文化研究センター長)
委員	乙部 公裕	(社会福祉法人三重清暉会理事長)
委員	村瀬 勝彦	(弁護士)
委員	岡部 佳奈	(公認会計士)
委員	松田 強	(公募)

(5) 今後の予定

ア 指定管理候補者の選定

選定委員会は、10月20日開催予定の第2回選定委員会において、ヒアリング審査を行い、申請者が指定管理候補者として相応しいか否かを総合的に審査します。

イ 指定管理者の指定

平成27年三重県議会11月定例会月会議において、議会の議決を経て、新しい指定管理者を指定します。

ウ 協定締結

平成28年3月に知事が指定管理者との間で締結します。

エ 指定管理者の指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

みえこどもの城指定管理者審査基準・配点表

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①管理運営の総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。	10	25
	イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。	10	
	ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか。	5	
②成果目標と自己評価	ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか。	5	10
	イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか。	5	
③企業（団体）の社会的責任	ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か。	5	5
小 計		40	

*この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

2 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業	ア スペースを有効に利用して、単に楽しいだけでなく、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等を提供する提案となっているか。	20	55
	イ 各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか。その際、親以外の違う世代の大人との交流が含まれているか。	10	
	ウ リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか。	15	
	エ 年代に応じた新規の利用客の開拓につながる提案となっているか。	5	
	オ 利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、適切な提案となっているか。	5	
②児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。	10	10
③児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。	10	10
④地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業	ア 県内児童館等の指導及び連絡調整等に関して適切な提案となっているか。	10	30
	イ 自治会や子ども会など地域の関連団体と県内児童館等との連携イベントの関係を促進する提案となっているか。	20	
⑤そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業	ア 企業や団体、大学、地域の自治会、青少年の育成に関係する団体等による自発的取組が展開されるような指導と、子どもの健全な育ちを支援するネットワークづくり、地域社会づくりに取り組む提案となっているか。	20	20
⑥「児童健全育成拠点事業」の実施	ア 移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業を、効果的、効率的に取り組む内容となっているか。	10	10
⑦「家庭の日」等の事業への協力	ア 「家庭の日」等の一層の浸透を図るための事業の提案はあるか。	5	5
⑧利用者増加にかかる方策	ア こどもの城の利用者を増加させる、現実的な方策が提案されているか。	5	5
⑨こどもの城の利用料金の収入に関する業務	ア 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定となっているか。	5	5
⑩施設の利用時間・休館日	ア 施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性、安全性及び施設運営の効率性を考慮したものになっているか。	5	5
⑪来館者等に対するサービス向上につながる提案	ア こどもの城の機能を十分に活用し、利用者等に対するサービス向上につながるような提案となっているか。	20	20
小 計		175	

3 事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか。	10	20
	イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組（コスト削減・省エネ対策・老朽化対策等）は提案されているか。	10	
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置	ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか。	10	15
	イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案となっているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。	5	
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案となっているか。	10	20
	イ 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか。	10	
④個人情報保護	ア 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	5	5
⑤情報公開	ア 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	5	5
⑥県が推進する施策に準拠する管理運営	ア 少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか。	5	5
小 計		70	

4 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査基準	配点	
①収支計画の積算の考え方	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。	15	30
	イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか。	15	
②コスト削減の考え方	ア 県費負担削減につながっているか。	10	20
	イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化対策が提案されているか。	10	
小 計		50	

5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点	
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア 組織体制及び責任体制は明確で適切か、また事業計画が効率的に実施できる体制となっているか。	10	10
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	ア 提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか。	10	10
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。	10	10
④これまでの児童健全育成に関する実績	ア これまでに、児童健全育成に関する十分な取組実績等があるか。	10	10
⑤持続的・安定的に経営できる財政的基礎	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか。	15	15
小 計		55	

*この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

合 計	390
-----	-----

みえこどもの城事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
管理運営方針	子どもたちに様々な体験を提供しその豊かな成長を支援するとともに、子どもと関わる人々が集い、互いに情報を交換し、連携して活動を展開するための拠点となる施設を目指します。
管理業務に関する計画	<p>1 施設維持管理</p> <p>①県から指定のあった施設等の維持管理、防犯、防火及び防災に万全を期すための警備システム、良好な衛生環境、美観の維持のため、外部事業者の専門性を活かします。</p> <p>②不具合等の早期発見、早期対応や修繕・改修等の必要な箇所の把握のため、職員による日常的な点検を行います。</p> <p>③関連する電力、水、ガス等の需給状況の把握、機器の運転記録の作成により適正な管理を行います。</p> <p>2 利用者の安全確保の取組</p> <p>警備関係、安全管理に関しては、専門事業者との委託契約により基本的な危機管理対策をとるとともに、施設管理者としてあらゆる危機に対応できるように、危機の洗い出しと徹底した対策、対応を日々更新し万全を期します。</p> <p>3 個人情報保護・情報公開</p> <p>①三重県個人情報保護条例に準じて定めた「公益財団法人三重こどもわかもの育成財団個人情報保護実施要領」により管理を徹底します。</p> <p>②三重県情報公開条例に準じて定めた「公益財団法人三重こどもわかもの育成財団情報公開実施要領」により管理を徹底します。</p> <p>4 来館者の声</p> <p>来館者やボランティア、協働事業者（企業、地域、団体）等からの施設の不具合について「声（気づき）」を聴き、施設の維持管理に反映します。</p>
運營業務に関する計画	<p>子どもたちの豊かな成長を願って地域社会の皆様と歩む施設運営をめざすため次の点を基本目標として取り組みます。</p> <p>①より多くの子どもたちに笑顔とわくわく感を届け、家族を元気にします。</p> <p>②多様な人々との協働により子どもや子育て家庭を応援する地域力を高めます。</p> <p>③子どもに関する情報や子どもを応援する活動の情報の収集・発信基地となります。</p> <p>1 こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業</p>

		<p>①児童健全育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城の施設機能とノウハウを最大限に活かし、子どもの発達を理解した適切なサービスを提供します。 ・児童館への支援・連携や地域の子ども支援者・団体との連携、ボランティアグループの育成など、みえこどもの城の内外で地域の方々と連携・協働した取組を進めます。 ・県施策への理解と寄与した取組や誰もが利用しやすい施設運営など県立施設として求められる役割を果たします。 ・サービス向上にあらゆる角度から取り組みます。 <p>2 そのほか児童の健全育成等に関する業務</p> <p>①児童健全育成拠点事業 多様な人々との協働により、子どもや子育て家庭を応援する地域力を高めます。</p> <p>②青少年育成事業との連携 青少年育成市町民会議とのネットワークや大学等の連携による財団の強みを運営に活かします。</p> <p>③子どもに関する情報収集 子どもに関する情報や子どもを応援する活動の情報の収集・発信基地となります。</p>																												
成果目標		<p>指定管理者に求められる目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> <th>H32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間総利用者数</td> <td>20万人</td> <td>20万人</td> <td>20万人</td> <td>20万人</td> <td>20万人</td> </tr> <tr> <td>児童健全育成拠点事業の実施回数</td> <td>90回以上</td> <td>90回以上</td> <td>90回以上</td> <td>90回以上</td> <td>90回以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>					項目	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	年間総利用者数	20万人	20万人	20万人	20万人	20万人	児童健全育成拠点事業の実施回数	90回以上	90回以上	90回以上	90回以上	90回以上	利用者の満足度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
項目	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度																									
年間総利用者数	20万人	20万人	20万人	20万人	20万人																									
児童健全育成拠点事業の実施回数	90回以上	90回以上	90回以上	90回以上	90回以上																									
利用者の満足度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上																									
収支計画		<p>収入としては、指定管理料収入、施設利用料金収入、事業収入(諸収入)を見込みます。支出は、経年劣化する施設の修繕の必要性を鑑みて予算化するとともに、管理運営経費の節減対策を講じます。</p>																												
組織及び人員		<p>今後のみえこどもの城の運営には地域との協働の視点からの取組が重要となります。そこで、従来のみえこども城の運営部門から地域連携の業務をグループとして独立させ推進に注力できる組織体制としました。職員数(嘱託員含)24名</p>																												
収支計画書(千円)	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度																								
	収入合計	150,857	152,227	152,227	152,227	152,227																								
	内訳	指定管理料	133,857	135,227	135,227	135,227	135,227																							
		施設利用料金収入	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000																							
		事業収入(諸収入)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000																							
	支出合計	150,857	152,227	152,227	152,227	152,227																								

※ A4版2枚以内としてください。

4 三重県母子・父子福祉センターの指定管理候補者の選定過程について

(1) 概要

三重県母子・父子福祉センターの平成 28 年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

(2) 進捗状況

- 8月 4日 第1回選定委員会の開催
・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明
・審査基準及び配点表の決定
(別紙7のとおり)
- 8月 7日～9月 9日 募集要項の配布
- 9月 2日～9月 9日 申請の受付

(3) 申請の受付状況

ア 申請者の名称

一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美
(津市桜橋二丁目 131)

イ 事業計画書の要旨 (申請者が作成したもの)

別紙8のとおり

(4) 選定委員の氏名及び役職名 (順不同・敬称略)

- | | | |
|-----|-------|---------------------|
| 委員長 | 鷺見 裕子 | (高田短期大学育児文化研究センター長) |
| 委員 | 乙部 公裕 | (社会福祉法人三重清暉会理事長) |
| 委員 | 村瀬 勝彦 | (弁護士) |
| 委員 | 岡部 佳奈 | (公認会計士) |
| 委員 | 上田 昇 | (公募) |

(5) 今後の予定

ア 指定管理候補者の選定

選定委員会は、10月20日開催予定の第2回選定委員会において、ヒアリング審査を行い、申請者が指定管理候補者として相応しいか否かを総合的に審査します。

イ 指定管理者の指定

平成27年三重県議会11月定例会月会議において、議会の議決を経て、新しい指定管理者を指定します。

ウ 協定締結

平成28年3月に知事が指定管理者との間で締結します。

エ 指定管理者の指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

三重県母子・父子福祉センター指定管理者審査基準

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審査項目	審査基準	配点
①管理運営の総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10
	イ 施設の特性或業務内容を理解しているか	10
	ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	5
②成果目標と自己評価	ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか	5
	イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか	5
③企業（団体）の社会的責任	ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か	10
小 計		45

* この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

2 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①維持管理業務全般の基本的な考え方や管理の方法	ア 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	5
②利用者の安全確保策、事故防止策及びその措置	ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか	5
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか	5
④個人情報保護、情報公開	ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	ア 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか	5
小 計		30

3 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
① 母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	30
② 母子家庭等に対し、生業を指導し、又は技能を習得させる事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
③ 母子家庭等に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	30
④ 母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
⑤ 母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
⑥ 前各号に掲げるもののほか、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
小 計		140

4 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査基準	配点
① 収支計画の積算の考え方	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか	10
② コスト削減の考え方	ア 県費負担削減につながっているか	10
	イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率	10

	化方策が提案されているか	
小 計		4 0

5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	1 0
②職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	1 0
③これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績	ア これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか	1 5
④持続的・安定的に経営できる財政的基盤	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか	1 0
小 計		4 5

* この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

合 計		3 0 0
-----	--	-------

三重県母子・父子福祉センター事業計画書の要旨

申請者名	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美
管理運営方針	<p>一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭等の福祉向上を目的とした福祉団体で、設立65年余年の歴史を誇っており、当連合会が持つ知識や永年培った豊富な経験等を有効的・効果的に活用することにより、母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もってひとり親家庭等へのサービス向上を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与できるものと考えます。</p>
管理業務に関する計画	<p>過去の豊富な管理経験を活かし、以下の考え方に沿ってサービスの品質向上と安全確保に努め、効率的な維持管理を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開館時間は、平日の9時から17時まで及び第1・第3日曜日の9時30分から17時までとし、資料等実費相当額が必要な場合を除き、利用料金は無料とします。 ・ 「危機管理マニュアル」等の徹底と個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。 ・ 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現等、県が推進する施策に配慮した管理運営を行います。
運營業務に関する計画	<p>(1) 各種相談事業 弁護士による特別相談と事務局職員による生活相談・就業相談、母子自立支援員研修の実施、一人親家庭福祉協力員による一人親家庭への巡回相談</p> <p>(2) 生活指導及び生業指導事業 生活指導を含め子育てについての相談・支援</p> <p>(3) 就労知識技能習得事業 資格取得のため、パソコン講習や簿記講習会などの開催</p> <p>(4) 就業促進事業 就労につながる情報等を収集して、ホームページに掲載するとともに、求職登録者に携帯メール等を利用しての情報提供</p> <p>(5) 文化教養講習 仕事や生活に追われている一人親家庭の父又は母の教養を高めるため、講習会や親子がふれ合う親子料理教室等を開催。</p>

成果目標	<p>指定期間を通じて達成すべき成果目標は、次のとおりです。</p> <p>ア ひとり親家庭情報交換会回数 毎年度 延べ 5回以上</p> <p>イ 就業実績 毎年度 延べ 30件以上</p> <p>ウ 相談（就業・生活等）件数 毎年度 延べ 300回以上</p> <p>エ 就業支援講習会参加者数 毎年度 延べ 60人以上</p> <p>オ 母子・父子自立支援員研修回数 毎年度 3回</p>								
収支計画	<p>当連合会ではサービスの受益者であるひとり親家庭等の直接的な要望や意見を踏まえた事業内容となるため、実施効果は高いものと推測します。また、事業の計画・実施について、県や市町段階でのひとり親家庭等の福祉団体の会議等を通じて協議や連絡周知等を行うとともに、会員の労力の提供を受け実施するなど効率的な執行に努めます。</p>								
組織及び人員	<p>三重県母子・父子福祉センターの組織及び人員は次のとおりです。</p> <p>センター長・一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">事務局長・同会事務局長</p> <p style="text-align: center;"> </p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">就業相談員 同会 職員 (2名)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">生活相談員 非常勤 (1名)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">業務補助員 同会 職員 (1名)</td> </tr> </table>						就業相談員 同会 職員 (2名)	生活相談員 非常勤 (1名)	業務補助員 同会 職員 (1名)
就業相談員 同会 職員 (2名)	生活相談員 非常勤 (1名)	業務補助員 同会 職員 (1名)							
収支計画書 (千円)	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
	収入合計	13,060	13,060	13,060	13,060	13,060			
	内 訳	指定管理料	12,970	12,970	12,970	12,970	12,970		
		施設利用料金収入	0	0	0	0	0		
		事業収入	0	0	0	0	0		
		市補助金	0	0	0	0	0		
		負担金収入	89	89	89	89	89		
		雑収入	1	1	1	1	1		
	支出合計	13,060	13,060	13,060	13,060	13,060			
	内 訳	運営管理事業	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400		
		相談研修事業	585	585	585	585	585		
		就労支援事業	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080		
情報提供事業		695	695	695	695	695			
文化教養事業		300	300	300	300	300			

【所管事項説明】

19 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年6月3日～平成27年9月14日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成27年6月5日
3 委員	会長 駒田 美弘 副会長 早川 和生 他9名
4 諮問事項	地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想の概要、および県の地域医療構想の策定体制について担当課から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成27年6月11日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改正について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成26年度業務実績について 3 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間業務実績について
5 調査審議結果	役員報酬規程の改正について、審議のうえ意見を決定した。また、平成26年度業務実績および中期目標期間業務実績について、法人からの説明に基づき質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 医療法人部会
2 開催年月日	平成27年6月15日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 田所 泰 他3名
4 諮問事項	医療法人設立および解散について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立および解散について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成27年6月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他5名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	10名（内新規10名）の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療介護総合確保懇話会
2 開催年月日	平成27年6月17日
3 委員	議長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他12名
4 諮問事項	医療介護総合確保法に基づく平成27年度計画について
5 調査審議結果	医療介護総合確保法に基づく県計画（案）について、担当課から説明を実施し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年6月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他5名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第33の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。（1件）
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成27年7月2日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成26年度の業務実績について
5 調査審議結果	役員報酬規程の改正について、審議のうえ意見を決定した。また、平成26年度の業務実績について、法人からの説明に基づき質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	東紀州地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年7月14日
3 委員	議長 長谷川 陽 委員 平谷 一人 他13名
4 諮問事項	東紀州地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 東紀州地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成27年7月14日
3 委員	委員長 他11名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	1 第67回（平成27年度）三重県准看護師試験の実施について 2 平成27年度東海北陸ブロック准看護師試験問題作成方針について 3 試験問題作成分担および問題確認分担について
5 調査審議結果	上記事項について説明したうえで、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成27年7月15日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成26年度の業務実績の評価について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成26年度決算に係る財務諸表について
5 調査審議結果	平成26年度の業務実績に係る評価を実施した。また、平成26年度決算に係る財務諸表についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年7月15日
3 委員	議長 水谷 敬一 委員 矢倉 政則 他12名
4 諮問事項	伊賀地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 伊賀地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成27年7月24日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の平成26年度業務実績に係る小項目評価等について 2 中期目標期間業務実績に係る評価について
5 調査審議結果	平成26年度業務実績および中期目標期間業務実績に係る評価について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年7月27日
3 委員	議長 淵田 則次 委員 加藤 尚久 他16名
4 諮問事項	三泗地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 三泗地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年7月28日
3 委員	議長 野呂 純一 委員 石田 亘宏 他16名
4 諮問事項	松阪地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 松阪地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年7月31日
3 委員	議長 浦和 健人 委員 上野 利通 他12名
4 諮問事項	津地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 津地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年7月31日
3 委員	議長 畠中 節夫 委員 羽根 靖之 他16名
4 諮問事項	伊勢志摩地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 伊勢志摩地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成27年7月31日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 宮本 佳宥 他2名
4 諮問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	すべての申込者について承認された。(13件)
6 備考	

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年8月3日
3 委員	議長 西城 英郎 委員 落合 仁 他10名
4 諮問事項	鈴亀地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 鈴亀地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成27年8月4日
3 委員	議長 東 俊策 委員 桑原 浩 他13名
4 諮問事項	桑員地域の地域医療構想の策定について (1) 地域医療構想策定ガイドライン等について (2) 桑員地域における必要病床数について
5 調査審議結果	地域医療構想の策定に向けて、国のガイドラインおよび必要病床数等について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成27年8月5日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成26年度の業務実績の評価について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの第一期中期目標期間の中間総括について
5 調査審議結果	平成26年度の業務実績に係る評価を決定した。また、中間総括の実施方法について審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成27年8月5日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 駒田 幹彦 他11名
4 諮問事項	(1) 保育士等の研修について (2) 放課後児童対策の推進について
5 調査審議結果	保育士等の研修や放課後児童対策のあり方について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成27年8月7日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の平成26年度業務実績にかかる小項目評価について 2 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間業務実績にかかる評価について
5 調査審議結果	平成26年度業務実績および中期目標期間業務実績に係る評価について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成27年8月11日
3 委員	委員長 他11名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	1 三重県作成問題の検討 2 今後の試験問題確認作業について
5 調査審議結果	三重県作成問題について決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成27年8月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	15名（内新規13名）の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年8月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(3件) 3 児童福祉法第33条の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成27年8月27日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の財務諸表および利益処分、積立金処分について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成26年度業務実績に係る評価について 3 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間業務実績に係る評価について
5 調査審議結果	財務諸表および積立金処分について、審議のうえ意見を決定した。また、平成26年度業務実績および中期目標期間業務実績に係る評価を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成27年8月27日
3 委員	部会長 羽根 司人 委員 橋上 裕 他11名
4 諮問事項	1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書(案)について 2 平成27年度歯科保健対策事業について
5 調査審議結果	1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書(案)について承認を得た。 2 平成27年度歯科保健対策事業について報告し、在宅歯科の重要性について共通認識を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成27年度第1回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成27年9月8日
3 委員	会長 宮崎 つた子 委員 生田 京子 他13名
4 諮問事項	1 会長、副会長の選任について 2 「三重おもいやり駐車場利用証制度」に係る妊産婦の利用証有効期間の変更（拡大）について
5 調査審議結果	・会長、副会長の選任を行った。 ・「三重おもいやり駐車場利用証制度」に係る妊産婦の利用証有効期間の変更（拡大）について審議を行い、了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成27年9月10日
3 委員	部会長 齋藤 洋一 委員 森川 将行 他18名
4 諮問事項	1 三重県の自殺の現状について 2 平成27年度自殺対策事業について
5 調査審議結果	第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況を報告し、引き続き対象に応じた効果的な取組を推進することが了承された。
6 備考	